

平成28年3月11日

◎坂本（孝）委員長 ただいまから産業振興土木委員会を開会いたします。

（9時59分開会）

本日の委員会は、昨日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

御報告いたします。

昨日の委員会において、塚地委員から防災砂防課に、野町委員から道路課に対する御質問があり、それに対する資料の提出がありましたので、各委員の皆様へ配付しております。

〈防災砂防課〉

◎坂本（孝）委員長 それでは、防災砂防課から提出された資料について説明を求めます。

◎光永参事兼防災砂防課長 昨日、大規模土砂災害対策訓練に関しまして、その内容及びコンサルタントへの委託内容についての御指摘がございました。こちらA4の2枚の配付資料に基づきまして、回答させていただきます。

また、昨日、5回の訓練を実施すると申し上げましたが、いの町での訓練は、ことし2月に予定していたものが訓練当日の雪のために延期となったものであり、全ての準備はできておりますので、今回の予算への見積もりが4回分の訓練費用となっておりますことを補足させていただきます。

それでは、説明に入ります。

まず、訓練の内容について御説明させていただきます。

大規模土砂災害対策訓練は、深層崩壊や地すべりなどにより大量の土砂が河川をせきとめ、これが決壊した場合に、山津波が下流に大きな災害をもたらすことなどを想定して訓練を行うものでございます。

配付資料1枚目をごらんください。

ことし2月に実施しました東洋町の事例でございます。左にありますように、訓練内容は3部構成となっており、第1部は、行政関係機関が一堂に会し、その危機管理能力向上と連携強化を目的として実施する事前ワークショップと、その内容を踏まえました学習型情報伝達訓練となっております。ワークショップでは、土砂災害防止法に関する学習と、訓練対象地域における交通、通信、防災資材等の地図への落とし込みによる現状認識の共有化と課題の洗い出しを行います。訓練本番では、大規模土砂災害の発生から避難勧告解除までの時間軸に沿ったシナリオに基づき、互いの役割分担や情報伝達経路や手法などの確認をしていきます。実施状況が、右側の写真②と③でございます。

第2部は、地域の住民の皆様の避難訓練で、右側写真④は、東洋町での適当な写真がなかったため、大豊町における訓練時の住民の避難訓練の写真をイメージとして掲載してお

ります。

第3部は、住民の皆様を対象とした防災学習会となります。県庁職員が土砂災害、南海トラフ地震、住宅の耐震化などのテーマで講義を行います。右側写真の⑤がその模様でございます。訓練への参加者は、国土交通省の出先機関などが入ることもありますが、記載のように、県及び市町村の関係行政機関が中心となっております。

大規模土砂災害は、発生頻度が非常にまれなことから、訓練の参加者に臨場感を持っていただくために、実際の地形や地質などを踏まえた現実的な被害想定を行うことや、日本各地における発生事例を踏まえた訓練シナリオを作成することが重要でございます。

資料の左下に示すような現地に即したリアリティーのある河道閉塞発生 of 想定図、あるいは数値シミュレーションによる被害想定エリアの想定図の作成といった技術力が必要となっております。また、訓練の回数をふやすための運営等の補助を得るために、平成26年度から外部委託を行い、年4回の訓練実施を行ってきたものでございます。

次に、委託内容について御説明させていただきます。

資料の2枚目をごらんください。訓練の準備も含めました具体的な内容と委託費の内訳となっております。

訓練では、県が主体となって訓練候補地の選定などを行いつつ、県の指導監督のもと、コンサルタントへの業務委託を行って実施しております。

主な訓練内容を、準備、ワークショップと訓練の実施、訓練後の3段階に分けて整理しております。準備は、現地踏査とそれに基づく災害シミュレーションの実施、訓練シナリオの作成と資料の作成などで、1回当たり171万3,000円となっております。ワークショップ及び訓練は、会場設営と実施ですが、1回当たり53万円です。訓練後は、アンケートの取りまとめや、ワークショップや訓練の課題抽出などで、1回当たり77万6,000円です。4回の合計で1,207万5,000円です。金額は、標準歩掛かりがないため、コンサルタントへの見積もりにより予算書を作成させていただいております。

以上で大規模土砂災害対策訓練についての御説明を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎久保委員 よく内容はわかりました。そこに参加されていない方なんかもおいでになりますし、県内の他のところの住民の方もおいでになりますので、ぜひ積極的にマスコミの方を呼んで、こういうことをやっているということ。そしてまた、先ほど申しましたように参加できていなかった方、また他のところの方にも、何か臨場感のあるように知っていただくことが大事じゃないかなと思いますので、よろしくお願いします。

◎前田委員 コンサルからの見積もりによって、この1,200万円という数字が出てきているという説明がありましたが、そういうことですか。

◎光永参事兼防災砂防課長 コンサルタントに見積もりを依頼いたしまして、その結果と

して出てきている数字を要望させていただいております。

◎前田委員 最終的に、そしたらこの予算が通れば、この1,200万円は、その見積もりを出したコンサルに行くということですか。

◎光永参事兼防災砂防課長 見積もりを出したところとは限らないと。指名競争入札により受注者を決めて、業務を委託しております。

◎前田委員 昨年、東洋町でも開催されているということで、こちらの資料のほうに入っておりましたけれども、そのときも年4回やられていて、そのうちの一つがこの東洋町だったということになると思いますけれども、写真がないのはさておきですけれども、そのときもこの1,200万円、この見積もりをコンサルが出してきて、そこは最終的に、昨年分はどこの会社が、結局この金額、昨年分のこの予算はどこへ支払ったんでしょうか。

◎光永参事兼防災砂防課長 今年度、27年度につきましては、パスコという会社が受注をしております。

◎前田委員 そのパスコというところが、今回このコンサルの見積もりを出してきているんでしょうか。

◎光永参事兼防災砂防課長 実績がある会社ということでパスコに見積依頼を行って、見積もりをいただいております。

◎前田委員 ということは、実績があるということで、前年コンサルでパスコが見積もりを出して、受注して、そして今回も一応見積もりとして、そのパスコというコンサル会社が見積もりを出してきているということでしょうか。

◎光永参事兼防災砂防課長 はい、結構でございます。

◎塚地委員 一つが、先ほど言った、いの町の分は入っていないという御説明だったんですけど、委託はしていたわけですよ、今年度で委託をしていたが実施できなかった、でも委託済みで、それはどういう処理になるんですか。

◎光永参事兼防災砂防課長 平成27年度業務委託で、いの町の防災訓練の当日の訓練が延期になった部分でございますけれども、こちらについては、ワークショップまでは実施されておりますが、当日の訓練ができなくなったということでございまして、その分については、別の作業、今後の訓練候補地を県として選定しながら、来年、再来年とまた訓練を実施していこうと考えておるわけでございますけれども、その際の基礎資料の作成を実施するようにしております。

◎塚地委員 結局、委託料としては、もう委託しているので、例えばそれによって減額するというようなことはないですか。

◎光永参事兼防災砂防課長 できなかった訓練並びに訓練後のいの町分の取りまとめ等については、減額をさせていただいておるんですが、それと別の作業として来年度以降の候補地選定のための基礎資料作成作業を業務に追加いたしております。

◎塚地委員 その差し引きによって、金額的には変えていないということを今おっしゃったんですか。

◎光永参事兼防災砂防課長 はい。

◎塚地委員 先ほど見積もりのお話がされたと思うんですけど、準備の段階で約170万円かかると。この中で一番お金がかかるといのは、どういう状況ですか。

◎光永参事兼防災砂防課長 一番お金がかかっているのが、災害シナリオの作成という部分でございます。実際に現地踏査をしまして、災害が起こりそうな地形等を判読しまして、災害の数値シミュレーションを実施しまして、その後に、実際に災害が起こったときに時系列的に、まずこういうことが起こる、次にこういうことが起こる、次にこういうことが起こるといのを想定しながら、実際、関係機関との打ち合わせというのが、2枚目の準備の下から2行目に入っておりますけれども、道路管理者等を関係機関に確認しながら、それに従ってシナリオをつくっていく作業が、一番お金がかかる作業となっております。

◎塚地委員 見積もりの部分で、そこを厳格にしていくことが大事だと思うんですね。先ほどおっしゃられたパスコの見積もりで、これを出されたということですが、一般的に私たちが考えると、そういう災害シミュレーションも、県の機能でできないものなのかというのが一つあって、そういう部分をなるべく県が主体になってやる。そこを予算的にも削減ができないものなのかという点は、どうですか。

◎光永参事兼防災砂防課長 大規模土砂災害については、現時点でもなかなか発生箇所や規模が難しいというところがございます。実際に地形図で、クリーブが起こっているような、昔滑落が起きたような滑落崖とか、そういうのを調べました図が産総研の大規模崩壊跡地図だとか、あるいは昨日もお話ししましたが、四国山地砂防事務所の崩壊跡地図とかにあるんですけども、実際その図から、どれぐらいの規模の土砂が崩れておって、河道閉塞を起こし、それがどの影響範囲まで山津波として到達するのかを検討するのは非常に困難になってございまして、その部分の技術力をコンサルタントに求めるのは、今時点ではやむを得ないかと考えてございます。

◎塚地委員 いかに圧縮するかということを基本的には考えていただく、その姿勢でやっぱり臨んでいただくことが大事で、例えばこの見積もりが出ました。これ随契、入札、どういう関係でこの会社を決めるようになった。

◎光永参事兼防災砂防課長 指名競争入札になりまして、データベースでこういう訓練を行った会社が検索できるようになってございますので、そういう会社を検索いたしまして、その中から指名業者を選定しまして、そこに見積もりを再度とりまして、入札をかける形になります。

◎塚地委員 基本的な対応として、どう縮減するかという点では、県がそれなりのものを

提示できるという、力量を持つ必要があると思うんですよね。コンサル丸投げで、この金額ですよということではなくて、そういうところをもっと県の技術力、県の専門性を持って対応していただきたいと。その見積もりを出すときにも、会社側の見積もりで出されているんですけども、それが本当にその金額でふさわしいのか見る能力がこちら側にないといけないんじゃないかと。私としてはこの金額を見たときに、それは高過ぎるんじゃないですかという根拠を持ち得ていないのは大変申しわけないですけども、それにふさわしいものを、県行政がやっぱり持っていくという方向でしていただきたいと。

◎平田土木部副部長 ごもっともなお話だと思います。これについては説明がありましたとおり、ことが3回目になります。だんだん蓄積をされていきますんで、我々土木部といたしましても、ノウハウも覚えていきますんで、それを生かして徐々に委託費自体を縮減していく、そういう方向で技術力のプラスに努力してまいります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で防災砂防課を終わります。

〈都市計画課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、都市計画課の説明を求めます。

◎天野都市計画課長 それでは、都市計画課の28年度当初予算及び27年度補正予算につきまして説明をさせていただきます。

初めに、28年度の当初予算から説明いたします。

資料番号②の議案説明書522ページをお願いします。

歳入につきましては、中央の節の区分欄で説明いたします。

まず、7分担金及び負担金は、県単独事業の街路事業に対して関係する市に負担をいただく（8）都市整備費負担金と、同じく社会資本整備総合交付金事業などで行う街路事業に対して負担をいただく（9）都市施設整備費負担金です。

次に、8使用料及び手数料は、屋外広告物の許可申請や業者登録に係る手数料と開発許可申請に係る手数料です。

9国庫支出金は、社会資本整備総合交付金などで行う街路事業や市町村事業の指導監督などに対する国からの交付金です。

14諸収入は、都市計画基礎調査の経費に対して関係する市や町からの負担金などです。

次ページをお願いします。

15県債は、街路事業の財源に充当するものです。

次に、歳出予算でございます。

次ページ、524ページをお願いします。

都市計画課の平成28年度当初予算は23億1,700万2,000円で、対前年度比120%となっております。

下段の1目都市計画費から、右側の説明欄で順次説明をさせていただきます。

1 都市計画策定費は、都市計画審議会の運営経費や調査等委託料、全国都市計画協会などの関係団体に対する負担金などです。

このうち調査委託料は、都市計画法第6条に定められています都市計画区域の人口や産業などの現況及び将来の見通しについて、おおむね5年を1サイクルとして都市計画に関する基礎調査を行うもので、平成28年度は都市計画区域マスタープランの見直し素案について意見公募を実施した上で、平成29年度の改定に向け案の作成を行います。そのほか、地震などの大災害発生後、迅速に都市の復興を図るため、県、市町村職員の復興体制の強化、対応力の向上を目的とした復興まちづくり訓練を実施します。あわせて、まちづくり協議会など住民と話し合う場づくりについても検討していきます。

次ページをお願いします。

2 都市計画規制費は、開発審査会の運営経費や大規模盛り土造成地の把握調査及び被災宅地危険度判定士の養成に要する経費などです。

次の3都市施設管理費は、JR高知駅大屋根の電気設備や屋根本体の定期点検に要する委託経費や電気料金などです。

次に、2目都市整備費の1屋外広告物等指導規制費は、屋外広告物審議会の運営経費や屋外広告物業者などを対象とした講習会の開催経費など、屋外広告物の指導や規制に要する費用です。

その下の2都市計画街路単独事業費は、県単独事業として高知駅秦南町線など8路線の整備を行うものです。27年度と比較して約4億1,500万円の増額となっておりますが、これは平成26年度から事業を開始しております高知駅秦南町線や高知南国線において、用地買収を本格化することによるものです。

次ページをお願いします。

次の3目都市施設整備費は、国の交付金事業に係るものです。説明欄1の都市計画街路事業費は、社会資本整備総合交付金や防災・安全社会資本整備交付金を活用しまして、朝倉針木線など7路線の整備を行います。27年度と比較して約1億5,500万円の増額となっております。これは、高知南国線の事業地内において埋蔵文化財の発掘調査を行う必要が生じたことや、安芸中央インター線において鉄道下の歩道築造工事を実施することなどによるものです。

次の2市町村都市計画街路事業指導監督事務費は、市町村の行う街路事業や都市防災事業に対し行う指導監督の経費です。

続きまして、528ページをお願いします。

債務負担行為でございます。

これは、現在整備中の安芸中央インター線で実施する鉄道下の歩道築造工事において、

工事期間が約15カ月を要すると見込まれますことから、債務負担行為をお願いするものです。

なお、全体の契約予定金額は、約4億1,800万円を見込んでいます。

当初予算につきましては以上です。

続きまして、平成27年度補正予算につきまして説明いたします。

資料番号④の議案説明書補正予算の294ページをお願いします。

歳入予算につきましては、節の区分欄で説明いたします。

7分担金及び負担金の(7)都市整備費負担金は、都市計画街路単独事業費の減額によるもので、詳細は歳出予算で御説明いたします。

その下の(8)都市施設整備費負担金、9国庫支出金の(7)都市施設整備費補助金及び15県債の(8)都市計画事業債については、国からの内示額との差額についてそれぞれ減額したものです。

14諸収入の(9)都市計画課収入は、調査委託料の減額による関係市町の負担金の減額です。

次ページをお願いします。

歳出予算でございます。

1目都市計画費の都市計画策定費は、高知広域都市計画区域基礎調査委託料などの入札残によるものです。

2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、現在整備中の高知駅秦南町線において、昨年度豪雨の内水解析を踏まえた雨水排水計画や地質調査に基づく軟弱地盤対策など道路詳細設計の完了までに時間を要したため、用地交渉の開始時期がおくれ、本年度の契約が見込まれなくなったことから、次年度以降の用地取得としたことにより減額したものです。

次ページをお願いします。

3目の都市施設整備費の都市計画街路事業費と市町村都市計画街路事業指導監督事務費は、国からの内示額との差額について減額したものです。

次に、繰越明許費でございます。

298ページをお願いします。

追加としまして、2目都市整備費の都市計画街路単独事業費は、7億2,376万円の繰越予定額についてお願いするものです。これは安芸中央インター線など5路線におきまして、補償価格に関する交渉や用地取得に係る移転先の確保などに日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことなどから繰り越しをお願いするものです。

次の3目都市施設整備費の土地区画整理事業費は、1億2,407万6,000円の繰越予定額についてお願いするものです。これは、土佐清水市の清水第3地区土地区画整理事業におき

まして、区画道路の整備に支障となります建物の移転に関し移転先の調整などに日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことなどから繰り越しをお願いするものです。

同じく3目都市施設整備費の市町村都市計画街路事業指導監督事務費は、市町村が施行する事業が繰り越しとなることに伴うものです。

次に、変更としまして、3目都市施設整備費の都市計画街路事業費は、9月議会で承認をいただいております5,235万6,000円に追加して2億9,508万5,000円の繰越予定額についてお願いするものです。これは、高知駅秦南町線など4路線におきまして、用地交渉を開始するまでの事前の計画調整や用地取得に係る移転先の確保などに日数を要し、年度内の完成が見込めなくなったことなどから繰越額が増額となるものです。

以上で都市計画課の説明を終わります。御審議をよろしくお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 525ページの当初予算で御説明いただきました大規模盛り土造成地ですけれども、それこそ大規模土砂災害が起きて、盛り土の部分の危険性が指摘をされて、この調査を始めてくださることになったと思うんですけど、これ、今でいうと対象箇所数等、計画的にやっつけていかれると思うんですよ。それを教えていただきたいです。

◎天野都市計画課長 今年度から具体的に調査をしております。これ盛り土といいましても、実際は宅地の盛り土になります。それで、一定3,000平米以上とか、地山との角度によって5メートル以上の盛り土がされているところを対象にやっております。28年度調査箇所としましては、そういった大規模な部分を市町村からまずしていただいて、今のところ、調査箇所、28年度分は27カ所でございます。それを古い地図と今の造成の地図とを重ね合わせまして、先ほど言いました3,000平米以上とか盛り土の高さとかということの位置の把握をする調査になっています。あくまでも宅地造成としたものですので、今は調査だけですんで、それをもってそこが危険とかというための公表に至るものではございません。

◎塚地委員 今、市町村からそれに対象となるところを全部洗い出して、一応県のほうに箇所数等は、指定は集約された形になっている。

◎天野都市計画課長 一応大きな、少なくとも3,000平米以上というのは市町村のほうから上げていただきますけれども、それが本当にもともとの地山に対して3,000平米以上盛り土しているかということ、できるだけ古い地図と今の地形図を重ねて、本当にそこが盛り土なのか切り土なのかということとをずっと今からやっていくようになりますので、あくまでも市町村は3,000平米以上とかそういう候補箇所を上げていただくと。今それをいただいて、各所に対して全部検証して行って、その定義で言う谷埋め盛り土やったら3,000平米以上とか、いろいろな定義あるんですけど、腹づけ盛り土とかという定義の中で、そういう定義に当たるものを全部洗い出していくということでございます。

◎塚地委員 結局、市町村から上がってきたのが今何カ所ぐらい、先ほど言った来年度27カ所、そこを古地図みたいなのと合わせて見ていくのが、これをどれぐらいあって、計画的にどれぐらいでその調査が進むのかというのを。

◎天野都市計画課長 来年度、28年度で完了でございます。高知市のほうは25年から26年にもう既に公表していますので、手続といいますか、検証の作業になります。

◎塚地委員 これから、さらに危険性の調査を進めていく形になるわけですか。

◎天野都市計画課長 今はそういう地形ですよという情報提供でございます。実際今は、先ほども言いましたように住宅団地とかが対象になりますので、あくまでも個人というか事業者がおってやったものでございますし、今から、今やっていない1次スクリーニングという言葉になるんですけれども、順次2次スクリーニングとかになっていくときには、変状があるか、ないとかということで、そういう危険性があるようなところについては、ボーリングしてとか順次いくんですけれど、それに対しても実際の補助事業として、いろんな要件の中で、それと個人の住宅に対して、要はボーリングして、その対策を考えると、ずっと1,000万円、2,000万円単位とか、それに対して本当に危険があれば、アンカーで引っ張るとか、くいを打つとか、すぐに億単位になる、そういった後の全く事業手法が見えてないし、そしたら個人の負担をどうするかということで今の段階、全国でもそうですけれど、とにかくこういう地形ですよという情報提供しなさいと、それから先についてはいろんな問題があって、特に売り出した個人の住宅のもともとそういう処置をしておれば公の金を入れなくてもええものに対して、そこに入ることのコンセンサスを得るとか、なかなか難しい問題があると思っています。

今は、1次スクリーニングという言葉で、とにかく位置だけは示しましょうと。それから先については、なかなか今どうこうと言えるところではないです。

◎塚地委員 国のほうも、調査して情報を知らせなさいと。ある意味、自己的に管理しなさいということだと思えるんですけれど、住民の皆さんにすると、例えば造成した会社がもう既に倒産してなくなっているとか、いろんな矛盾点が出てきていて、不安だけが蓄積するみたいな形になっているんで、それはやっぱり国も調査しました、情報提供しました、その後、どうするかを前向きに検討していただくようにしていかなんといかんがじゃないかと思えるんですけれど、そこらあたりは。

◎天野都市計画課長 まず一つですね、調査の箇所であって、絶対危険ということではなくこういう地形ですよ。分譲するとき、それなりの対策を当然やって売り出している部分もあるわけですので、それと広島の高雨災害を受けて、一応大規模な住宅地はうちのほうで調べています。その中では、実際その大規模に、崩壊につながるような危険なところはないうところまで把握して、それも全部市町村に流していますので、ちょっとした擁壁の下がりとかはあるにしても、大きな大規模災害とか、広島のように宅地の上に危

険溪流がある箇所は、清水かどっか2カ所、たしかあったと思うんですけど、それについても、そういった危険溪流については上まで上がって行って、そういう危険があるかないかも調べて、今すぐに大きな災害につながるような変状はないということまでは確認して、全部市町村のほうへ情報を流して。高知市以外の市町村でやっていますんで、なかなか個人の方の、結局、地すべりとか盛り土を抑えるという、もし工事をすると、すぐに調査料だけでも何千万円、本当の工事になるとすぐ何億円と。

国はそういう形で、前に道路がある、川がある、公共施設があって、その上に10戸以上の住宅なんかがあってという場合やったら、国が4分の1補助しますと、仮に工事をするとなれば。あとは地方で、県内の市町村なり個人負担を決めてやってくださいというところまでは示しています。

◎土森委員 当初予算の525と526ページよね、都市計画街路単独事業費と都市計画街路事業費、これは日赤と北消防署、日赤が平成31年4月に開院予定ですよ。その辺、準備万端大丈夫。

◎天野都市計画課長 前からもずっとですが、とにかく今の久万川からシキボウの跡地、あの団地までをつなぐことを第1目標でやっております。それに向けて、その分の用地をまず第1にということをやっています。

あと、それに向けて31年で行く工程で今万全を尽くしてやっていますし、それに対して、特にあそこにはマンションがあります。それについても具体的にもうこの年度末から、まず権利者というか、マンションの持ち主の方に価格交渉まで入っていくと。そこが一定つけば平面的な工事になりますので、31年4月までに久万川からシキボウの跡地までの間については、もうやらなければならないという意気込みで県も市も、そこで最大限の努力をしております。ただ、橋については川の工事の中で、どうしても冬季に工事が限られるということで、橋を4車線にするには5年ぐらいはかかるんじゃないかと、今、工程を切っています。

◎土森委員 確かに、マンションがあってね、初めから用地交渉難しいなと思うわけですが、マンションが片づいたら、ある程度、暫定2車にはなってくるわね、あそこは。

それと北消防署、高知市の、一緒に考えにやいかん部分があると思うが、これは高知市と協議をしながら進めていかなきゃならないと思いますが、高知市との対応はどうか。

◎天野都市計画課長 北消防署の開署に向けて、まず28年、29年でシキボウ、来年シキボウ、再来年か。来年用地については10億円ほど、たしか今予算組んで、まず民間の方へ買いに行く。ある一定どうしても残った分については、シキボウの跡地の道路機能も用地対策課からあったと思いますけれども、道路敷地ですけれども約1万平米近くありますんで、10億円近いものが、シキボウの中で道路として買わないかん分が。28年度はとにかく

今の予算で、民間の方にまず当たります。もし繰り越しとかになるものについてはシキボウの跡地を分割でも買えないかなど。それと消防の開署のときまでにはシキボウの跡地を県として買収して、消防の開署の時期にはもう県が買収して通せるということまで、ちゃんと全部市と打ち合わせして、工程も切ってやっています。

◎土森委員 これ、日赤の場合は患者抱えていますからね。普通の建物と違うんで、これ予定どおりに仕上げるように、課長の今の話を聞いていて、大丈夫やと思うたけれども、本当に大丈夫でええですか。

◎天野都市計画課長 はい。とにかく日赤の開院のときには、少なくともシキボウの跡地は買収済みでありますので、そこについては、もう市道として供用開始をした形で、日赤の開院のときには必ず。あと南については用地、万全を尽くしますが、どうしても相手がありますんで、そこができて全線、久万川から北環状までは供用開始に向けて、そこを第1目標でやっております。

◎土森委員 はい、しっかりとやってください。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で都市計画課を終わります。

〈公園下水道課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、公園下水道課の説明を求めます。

◎窪田公園下水道課長 それでは、公園下水道課の平成28年度当初予算及び平成27年度補正予算について説明をさせていただきます。

初めに、一般会計の平成28年度当初予算から説明いたします。

予算のファイルの資料番号②当初予算の議案説明書の529ページをお開きください。

歳入について主なものを説明いたします。

左上の7分担金及び負担金の節欄にあります(10)公園費負担金は、都市公園事業に対する市町村の負担金です。

次の8使用料及び手数料は、節欄に記載のとおり、公園施設の使用料と浄化槽保守点検業者登録などの手数料収入です。

次の9国庫支出金のうち、(8)公園費補助金は、右の説明欄に記載のとおり、都市公園事業に係る社会資本整備総合交付金と防災・安全社会資本整備交付金、そして次のページにあります市町村事業の指導監督交付金です。

(9)下水道費補助金の説明欄にあります農山漁村地域整備交付金は、市町村の団体営農業集落排水事業に対する交付金です。

中ほどより下にあります14諸収入は、五台山公園の水道施設を利用している牧野植物園等からの水道料の分担金などです。

その下の15県債は、都市公園の建設事業の財源に充てる起債です。

次に、歳出予算について説明いたします。

532ページをお開きください。

公園下水道課、一般会計の平成28年度当初予算は、最下段にありますとおり35億4,081万7,000円で、前年度比199.7%、17億6,812万2,000円の増額となっております。これは主に都市公園単独事業費及び都市公園事業費が、前年度より増額となったことによるものです。

では、歳出予算の主なものを、右の説明欄に沿って説明いたします。

まず、4公園費の1都市公園管理費は、春野総合運動公園ほか11公園の管理に要する経費でございます。

その下の管理等委託料は、指定管理者に支払う管理代行料や直営公園における清掃委託などに要する経費です。

なお、来年度は直営で管理しています公園におきまして、これまでより除草や清掃の回数をふやすなど、観光振興を視野に入れた公園管理に取り組む予定です。

次のページの2都市公園単独事業費は、都市公園の改良や修繕に要する経費でございます。春野総合運動公園陸上競技場のシャワーの改修や、のいち動物公園の汚水処理施設の機器の更新、また土佐西南大規模公園では、昨年9月の議会で、補正予算で設計費用の議決をいただきました人工芝グラウンドの整備を行うものです。

次の3都市公園事業費は、国の交付金を活用して都市公園の施設整備を行うもので、春野総合運動公園では体育館の空調設備の新設など、また総合防災拠点に指定されている室戸広域公園では、屋内運動場の建設を昨年度に引き続き行うものです。

次に、5下水道費の1団体営農業集落排水事業費の農業集落排水事業費補助金は、既存施設の長寿命化を行う市町村に対して補助するものです。

また、その下の国庫支出金精算返納金は、安芸市の汚水処理場の敷地の一部が高知東部自動車道の用地として買収されることに伴い、その補助金分を国に返納するものです。

次のページをお願いいたします。

中ほどにあります3浄化槽設置管理推進事業費の上から3つ目の浄化槽設置整備事業費補助金は、浄化槽の設置者に補助を行う市町村に対して、その経費の一部を補助するもので、市町村の要望機器必要額を計上しております。

また、来年度は新規事業としまして、4生活排水処理構想策定事業費を計上しております。生活排水処理構想は、快適で衛生的な生活を目指して、下水道、農業集落排水、合併浄化槽等、それぞれの汚水処理方法が有する特性や経済性などを総合的に考慮して、適正な整備の手法と目標を定めたものです。この構想は平成23年度に策定しておりますが、国の策定内容の改正にあわせて、平成28年度から29年度にかけて見直しを行うものです。

一番下の6流域下水道事業特別会計繰出金は、特別会計により実施しております浦戸湾

東部流域下水道事業の県債の元利償還金に充てるものです。

続きまして、債務負担行為について説明いたします。

536ページをお開きください。

これは、先ほど説明しました生活排水処理構想策定委託料の債務負担行為をお願いするものです。

以上で平成28年度一般会計当初予算の説明を終わります。

続きまして、流域下水道事業特別会計の当初予算を説明いたします。

823ページをお開きください。

この特別会計は、高知市、南国市及び香美市の3市で構成する浦戸湾東部流域下水道の維持管理や整備に係るものです。

それでは、歳入について説明いたします。

科目欄の1負担金の(1)流域下水道管理費負担金は、流域下水道の管理運営に要する経費で、関係3市に汚水処理の水量に応じて負担していただくものです。

(2)流域下水道事業費負担金は、流域下水道の整備に要する経費を関係3市から負担金としていただくものです。

次の2国庫支出金は、流域下水道事業に対する国の交付金です。

4繰越金は、流域下水道管理費における前年度までの余剰金を繰越金として流域下水道管理費に充当するものです。

6県債は、流域下水道事業費の財源に充当する下水道事業債です。

次のページ、824ページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

特別会計の平成28年度当初予算は、19億5,489万8,000円です。高須浄化センターの施設の耐震・耐津波工事の増加や、次期汚泥処理施設の工事に着手することなどから、対前年度比127.3%、4億1,964万7,000円の増となっております。

それでは、主なものを説明いたします。

まず、下段の流域下水道管理費は、浦戸湾東部流域下水道の維持管理を行うための経費です。

次のページをお願いいたします。

右の説明欄にあります管理運営等委託料は、高須浄化センターの運営管理に要する経費です。

次の廃棄物処理委託料は、高須浄化センターから発生します下水汚泥を処理するための経費です。

修繕工事請負費は、水処理施設や汚泥処理施設などの修繕に要する経費です。

なお、これらの経費は全額、関係3市の負担金で賄われております。

次の2流域下水道事業費は、管理施設や水処理施設の津波対策工事などの南海トラフ地震対策や水処理施設の機械、電気設備の長寿命化工事などの老朽化対策、また次期汚泥処理施設の建設工事などに要する経費と地方債元利償還金などを計上しております。

827ページをお開きください。

上は高須浄化センターの水処理施設の機械、電気設備の長寿命化工事を平成28年度から29年度の2カ年で行うための29年度に要する経費を債務負担行為としてお願いするものです。

下の過年度議決につきましては、既に議決をいただいております高須浄化センターの管理運営委託料の当該年度以降の支出予定額です。

次のページをお願いいたします。

これは、同じく高須浄化センターの建設工事費に係る起債の現在高の見込み額です。

当初予算につきましては以上です。

続きまして、平成27年度一般会計補正予算について説明いたします。

資料番号④補正予算の説明書の299ページをお開きください。

歳入予算について説明いたします。

7分担金及び負担金の(9)公園費負担金と9国庫支出金と(9)公園費補助金と(10)下水道費補助金と15県債の(9)公園事業債については、国の内示額との差額をそれぞれ減額しております。

次のページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

4公園費の右の説明欄にあります1都市公園事業費は、国の内示額との差額を減額しております。

次のページの5下水道費の説明欄にあります1団体営農業集落排水事業費と2浄化槽設置管理推進事業費と3市町村下水道事業指導監督事務費と4流域下水道事業特別会計繰出金についても、国の内示額との差額をそれぞれ減額しております。

次に、繰り越しについて説明いたします。

次のページをお願いいたします。

目欄の4公園費の都市公園単独事業費については、のいち動物公園の汚水処理機器の更新工事ほか2件において、また都市公園事業費については、春野総合運動公園の水泳場のエレベーター設置工事ほか1件において、それぞれ計画調整等に日数を要したため繰り越しをお願いするものです。

また、市町村都市公園事業指導監督事務費及び5下水道費の指導監督事務費については、市町村の工事が繰り越しとなることから、この分の県の事務費の繰り越しをお願いするものです。

続きまして、流域下水道事業特別会計補正予算を説明いたします。

444ページをお開きください。

歳入のうち、科目欄の1負担金の(1)流域下水道管理費負担金は、修繕工事の請負残などの不用額が生じるため、関係3市の負担金の減額を行うものです。

2国庫支出金の(1)流域下水道事業費補助金は、国の内示額との差額を減額するものです。

次のページをお願いいたします。

歳出予算でございます。

1流域下水道管理費の右の説明欄の2段目、管理運営等委託料及び廃棄物処理委託料については、下水汚泥の処分量が当初の見込みを下回ったことにより減額するものです。

その下の修繕工事請負費については、入札減や緊急時に備えて計上しておりました修繕費が、当初の見込みを下回ったことなどにより減額するものです。

また、市町村派遣職員費負担金は、高知市から派遣いただいております職員2名分の人件費を高知市へ負担金として支払うものです。

下段の流域下水道事業費については、歳入で説明したとおり、国の内示額との差額によるものです。

次のページ、446ページをお願いいたします。

説明欄の地方債元利償還金の減額は、本年度借入れした起債の利率が当初の見込みより約1.7%ほど低かったため、不用額が生じたことによるものです。

447ページをお開きください。

繰越明許費の追加分として、高須浄化センターの津波対策工事等において、国の地震、津波対策設計基準書の改定に伴い耐震設計の見直しについて日時を要したため、年度内の工事の完成が見込めなくなったことから繰り越しをお願いするものです。

以上で公園下水道課の説明を終わります。御審議をよろしくをお願いいたします。

◎坂本(孝)委員長 質疑を行います。

◎中内委員 春野の体育館の屋根が雨漏りしゆうというのは聞いておりますか。

◎窪田公園下水道課長 はい、聞いております。

◎中内委員 直りましたかね。

◎窪田公園下水道課長 私も以前公園の担当しておりましたときから雨漏りの話をずっと聞いておまして、修繕工事をやりましたけれど、1個塞げば、また別のところから雨漏りが発生するというので、それについてはその都度対応しておまして、全て直ったかと言われたら、ちょっとまだ細部のところは確認できていませんので、なおまた確認して報告します。

◎中内委員 それは申しわけないけれどね、やっぱり漏れゆうに変わらん。そしたら、下

が使えるようになるから、フロアがね。それは徹底して直しちゃってくださいね。お願いします。

◎坂本（孝）委員長 確認ですけど、この下水処理した後の泥ですわね、これはどこへどんな形で処分している、最終的に。

◎窪田公園下水道課長 下水汚泥は、一部が中で焼却しております。あと、外へコンポスト会社に肥料の材料として搬出と、それからセメント会社にセメントの材料として搬出しております。

◎塚地委員 市町村の都市公園事業の指導監督というか、その関係で、都市計画決定をしている公園用地がありますね、都市公園で、都市計画の中で。その公園ででき上がっていく部分はいいんですけども、一応都市計画は立てているけれども、そこに一定の建築物が建っていて、例えば営業したりとか、そのような状況があって、なかなかそこがもう将来的に公園用地として使える可能性がないというところが、全国的にも結構あって、それを国としても何かの形で、都市機能として必要だと認めたものができていかないということで、都市計画決定の土地を計画変更するという方向も検討すべきみたいなことを、ちょっとどっかで見たように思うんですけど、そこは高知県下の言うところ、都市計画公園が、計画的にもう全部でき上がっているかどうかということ、後からの資料でもいいんでいただきたい。

県として、そういう都市計画決定をされている公園の中で、これなかなか将来的に無理じゃないかなと見込んでいるようなものを検討しているかどうかを教えてください。

◎窪田公園下水道課長 市町村の都市公園は、事業をしているところについては、私どもの補助金等の関係で全てかかわっているんですけど、事業をしていない、もうでき上がったところ、これからやるところについては、なかなかそこまで十分な情報を把握しておりません。それは調べるというか、高知市とかに問い合わせるようになると思うんですけど、その辺が資料としては、また整理できるようになると思います。

それから、県としては、県の公園もありますので、長期未着手の公園、その大きな計画を立てて、実際なかなか財政事情とか社会状況の変化等に伴って、やはり見直すべきときは見直すということで考えておりますので、そこについては個々に対応しております。

◎塚地委員 また、資料をよろしくお願いします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で公園下水道課を終わります。

〈住宅課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、住宅課の説明を求めます。

◎阿部住宅課長 住宅課の平成28年度当初予算について御説明をいたします。

議案説明書②当初予算の537ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますが、県営住宅の使用料、宅地建物取引業などに関する手数料、国庫補助金など、538ページに移っていただきまして、左下にありますとおり、13億3,400万円余りを計上いたしております。

次に、539ページの歳出をお願いいたします。

1目の住宅費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って主要なものを御説明いたします。

2の宅地建物取引業指導監督費は、宅建業者の指導や免許更新などに要する経費でございます。

540ページをお願いいたします。

3の住宅諸費は、住宅政策に係る基礎資料となる各種調査など、良質な住宅の普及啓発や支援に要する経費でございます。

4の持家住宅建設促進事業費は、持ち家取得及び定住化の促進を図るための利子補給を行うものでございます。

541ページをお願いいたします。

5の住宅新築資金等貸付助成事業費は、以前に貸し付けた資金に係る市町村の償還事務への補助を行うものでございます。

6の住宅耐震対策事業費は、南海トラフ地震に備え既存住宅の耐震性の向上等を図るための事業であり、住宅の耐震化や空き家対策等に係る補助と、住宅所有者や事業者の方々への啓発を行うための経費でございます。

なお、住宅耐震対策につきましては、別添の資料で御説明させていただきます。

お手元の参考資料住宅課のインデックスがあるページをごらんください。

資料の左側をまずごらんください。住宅の耐震対策につきましては、県と市町村が連携し、診断、設計、改修に対する財政的支援に加えて、防災イベント等における普及啓発、低コスト工法講習会を通じた事業者の技術力向上などに取り組んでまいりました。しかし、第2期南海トラフ地震対策行動計画期間の実績は、目標でありました4,400棟の約半分である2,300棟程度の耐震改修にとどまる見込みとなっております。

課題としましては、そもそも耐震化の必要がないと思っている方がまだ多いこと、特に改修工事の費用負担が大きいこと、低コスト工法を使いこなせるような事業者がまだ少ないことが上げられます。

資料の右側をごらんください。

第3期行動計画では、28年度からの3カ年で4,500棟の耐震改修を目標として掲げ、取り組みを強化してまいります。ポイントは、住宅所有者の費用負担軽減と啓発の強化による需要の掘り起こしと、事業者の育成による供給能力の増強であると考えております。特に大きな課題である住宅所有者の費用負担の軽減への対応につきましては、緊急アクション

ンプランとして取りまとめております。

具体的には、まずステップ1として、住宅所有者にとにかくやる気になってもらうために、全市町村で戸別訪問を実施していただき、直接的な啓発と地区カルテの作成を通じた実態把握を進めます。

次に、ステップ2として、何はともあれ設計まではやってもらうため、第3期行動計画の最終年度たる平成30年度までに市町村が耐震設計に対する上乗せ補助を実施する場合に、当該補助に対する県費負担の割合を4分の1から4分の3に引き上げ、市町村による上乗せ補助の実施を強力に支援してまいります。

最後に、ステップ3として、設計を着実に工事につなげるため、将来的に地震に対し安全な構造となるよう改修することを前提に、第1段階として、一定の耐震性を確保する段階的耐震改修に対する補助制度を創設し、支援を開始いたします。

これらを踏まえ、28年度当初予算では、戸別訪問、地区カルテ作成、耐震設計への上乗せ補助などを行う市町村に対する支援に必要な経費、段階的耐震改修に対する補助に必要な経費のほか、住宅の耐震診断1,600件分を初め、耐震設計、耐震改修、ブロック塀の耐震対策、老朽住宅等の除却、空き家の再生に対する補助に必要な経費、低コスト工法や段階的耐震改修に対応できる事業者の育成等に必要な経費を計上いたしております。

議案説明書の541ページにお戻りください。

7の県営住宅管理費は、県営住宅の管理に要する費用であり、管理等委託料の主なものは、県営住宅の入居募集、維持修繕などの業務を管理代行として高知県住宅供給公社へ委託する経費でございます。

なお、滞納家賃の回収につきましては、法的措置やサービスの活用とあわせて入居者の事情に応じて丁寧に対応するなど、28年度も引き続き適正な債権の管理に努めてまいります。

542ページをお願いいたします。

8の県営住宅建替事業推進費は、宇治団地の全面的改善事業に伴い、民間住宅などへ移転される入居者に対する移転補償費と仮住居の借り上げ費用の補助に要する費用でございます。

9の住戸改善推進事業費は、宇治団地第2工区における全面的改善や土佐山田団地などにおける共用部分改善のための工事費のほか、県営住宅集会所の耐震設計委託業務に要する経費でございます。

なお、宇治団地の全面的改善における第2工区全体の工事費は9億3,400万円余りで、28、29年度の2カ年にわたって実施いたしますので、543ページにありますとおり、29年度分の3億5,800万円余りの債務負担行為をあわせてお願いしております。

542ページに戻っていただきまして、10の市町村事業等指導監督事務費は、社会資本整

備総合交付金事業を実施する市町村等に対する指導や検査等に要する事務費でございます。

11の建築物耐震対策緊急促進事業費は、平成25年11月に施行されました改正耐震改修促進法により、耐震診断が義務づけられる建築物の耐震化に要する費用の一部を補助するための経費で、大規模な建築物、防災拠点となる建築物及び緊急輸送道路等の沿道にある一定以上の高さの建築物が対象となります。このうち、大規模な建築物1棟が耐震改修に、防災拠点となる建築物2棟が耐震設計に着手する予定であり、これらに対する補助に要する経費を計上しております。

また、緊急輸送道路等の沿道建築物につきましては、平成28年度早期に県としての道路指定を終える見込みであり、今後耐震化に向けた動きが本格化することから、85件分の耐震診断、9件分の耐震設計、4件分の耐震改修を見込み、これらに対する補助に必要な経費を計上しております。

以上、住宅費として22億1,500万円余りを計上いたしております。

引き続きまして、27年度2月補正予算について御説明をいたします。

議案説明書④補正予算の303ページをお願いいたします。

まず、歳入予算の補正についてですが、事業執行に伴います国庫補助金額の変更等によるもので、304ページに移っていただきまして、左上にありますとおり、合計2億4,159万円の減額をお願いするものでございます。

次に、305ページの歳出をお願いいたします。

1目の住宅費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って主要なものを御説明いたします。

2の住戸改善推進事業費は、宇治団地の全面的改善工事の第1工区におきまして、入札不落とそれに伴う設計変更等により着工時期が大幅におくれました影響で、予定しておりました第2工区の工事に、28、29年度の国費を充てることにしたことによる国費の配分減に伴い減額するものです。

3の建築物耐震対策緊急促進事業費は、民間事業者の事業遅延に伴い、減額するものです。

4の地方団体関係団体職員共済組合負担金は、高知県住宅供給公社の職員の共済費でございます。

以上、住宅費として2億9,998万6,000円の減額をお願いするものでございます。

次に、繰越明許費の追加について御説明をいたします。

307ページをお願いいたします。

1目の住宅費のうち住宅耐震対策事業費は、市町村が実施する補助事業の遅延に伴い、県の補助金を繰り越すものでございます。

県営住宅整備事業費は、鏡水団地におきまして、近隣住民との計画調整等に日時を要したことにより補償金を繰り越すものでございます。

県営住宅建替事業推進費は、宇治団地におきまして、入居者との計画調整に日時を要したことにより県の補助金及び補償金を繰り越すものでございます。

住戸改善推進事業費は、宇治団地ほか4団地におきまして、入居者との計画調整等に日時を要したことにより工事費等を繰り越すものでございます。

建築物耐震対策緊急促進事業費は、市町村が実施する補助事業の遅延に伴い、県の補助金を繰り越すものでございます。

住宅課の説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎野町委員 議案資料の542ページにあります11の建築物耐震対策緊急促進事業費で、大型建物を2件、それから避難施設が1件ということだったと思うんですけど、具体的にどこのどういう建物でやられるのか教えていただきたいです。

◎阿部住宅課長 まず、大規模な建築物につきましては、耐震改修促進法にもう規定がされておりまして、全国一律で決まっております。これは用途に応じて規模が決まっております、例えば5,000平米以上の病院ですとか量販店、こういったものが具体的に規定されております。

続きまして、防災拠点となる建築物につきましては、これは県の耐震改修促進計画に防災拠点として位置づけられた建築物ということになってございます。

◎野町委員 つまり民間の病院とか、そういうところも対象になるということですか。

◎阿部住宅課長 まず、大規模な建築物につきましては、規模、用途で一律に決まりますので、おっしゃるとおり、民間の建物も決まっております。それから、防災拠点の建築物につきましても、これはもちろん建物所有者の御了解をいただくことが大前提になりますが、県の計画に位置づければ、これも対象となります。

◎野町委員 また、後で結構ですけれども、例えば補助率とか、限度額とか、そういったところをざくっとお話しいただけたら、ありがたいんですが、なお、後で要領とかパンフレットをできたらいただきたい。

というのも、実はうちの管内にもそういう民間の病院で、かつ非常に避難場所としてはいいところもありまして、耐震診断を受けたんですけども、多額のやっぱり費用がかかるということで、実際なかなか難しいというお話もあるわけですが、避難場所としては大変いいところですし、また、入院されている患者さんもたくさんいらっしゃるということもありますので、そういったところがちゅうちょするようなことではなくて、御支援があればということをお願いを伺っておりまして、またぜひ御協力をお願いできたらと考えております。

◎阿部住宅課長 また、その要領等資料は後日またお届けをすることといたしまして、簡単に御説明いたしますと、まず支援制度でございますが、診断が義務化をされるような建物につきましては、一定の限度額はありますけれども、耐震診断につきましては、基本自己負担が出ない支援制度になってございます。それから設計につきましても、同じく限度額はありますが、所有者の負担は出ないと。耐震改修になりますと、これも一定限度額はありますが、一応5分の1は自己負担が発生しますが、残りの5分の4につきましては、国と県と、あと市町村で支援をします。大規模な建築物になりますと、もう少し負担率が上がりますけれども、防災拠点であれば5分の1の自己負担になります。

◎横山委員 宇治団地の改修、ありがとうございます。本当に感謝申し上げます。

それについてですけれど、公営住宅、県内のは、耐震化はもう全部できているんですか。

◎阿部住宅課長 県営住宅は今62団地ございますけれども、住戸が入っている建物については、全て耐震化ありという判断をいたしております。一部集会所で残っております。

◎横山委員 市町村はどういう状況ですか。

◎阿部住宅課長 市町村はですね、まだ実は、耐震化率は100%にはなっていませんで、直近で申しますと、たしかまだ90%に近いぐらいだったと思います。

◎横山委員 当然、市町村も100%ということで加速化していくように、いろいろ御指導いただきたいとは思いますが。

あと、住宅の耐震化ですけれど、これは地域とか町とか中山間とかで、やっぱりちょっとばらつきとかがありますか。

◎阿部住宅課長 やはりその市町村によりまして、進捗と申しますか、私ども、南海トラフ行動計画に定めました目標を、市町村の世帯数などで機械的に案分をして、それが目標に対してどれぐらい達成しているか毎回整理して、市町村の皆様には情報提供しておるんですが、やはりばらつきが相当ございます。

◎横山委員 その理由とか背景とかが何か把握をされていますか。温度差があるとかということでしょうか。

◎阿部住宅課長 まだ正直、分析し切っているところまでは行ってないんですけれども、例えば沿岸の津波がある地域と中山間地でというような、何か簡単に割り切れて、きちっと整理ができるような状況にはないのかなと。例えば中山間地域でも、物すごく進んでいるところもあれば、全く動きがないところもあって、同じく都市部でも進んでいるところ、進んでないところがあったりもします。

一つの傾向として見えておりますのは、戸別に訪問して対面で啓発をしていく取り組みが、やはり効果が出ているところが多いのかなと感じておりますので、そういった意味でも先ほど御説明しましたステップ1として、とにかく戸別に対面で啓発をやってほしいと

いうことを、さらに強力に進めていこうと思っている次第です。

◎横山委員 フェース・ツー・フェースですかね、やっぱり戸別というのが一番きくと思うんで、ぜひよろしく願いいたします。

◎久保委員 CLTは課長のところでよろしいでしょうか。法令のことですけれど。たしか28年度、法令が見直されて、建築基準法になるんですかね。通常の工務店のほうでも、ごく普通に建築ができるようになってお聞きをしておるんですけれども、そういうスケジュールは、今のところ、おわかりになったら教えていただきたいんですけれど。

◎阿部住宅課長 CLTにつきまして、一応建築基準法の法体系の中のことでございますので、ちょっと私も余り詳しくは存じませんが、今把握しておるのは、CLTにつきましては、従来から国土交通省のほうでロードマップが示されておりまして、28年度早期にと言われておりました。最新の状況で申しますと、2月の中旬ぐらいから告示の案につきまして、今パブリックコメントが出ております。3月の中ごろまでが意見募集期間で、順調に行けば4月早々、遅くとも4月中ごろには関連告示が出るものと考えております。

◎久保委員 言うまでもなく、大変CLTに高知県期待をして、現在でもたしか清水の窪津漁協とか、あと森林センターなんかCLTでやっています。もちろん中層ビルもそうですし、これからは低層のほうにもぜひCLTを使って、いわゆる川下の需要を大きくしたいと思っていますけれども、そういうときに何か、家を建てるときに木材を使えば補助が出ますよという話があったんですけれども、CLTを使うとそれにプラスアルファの加算をしますよとか、まだお考えにはなっていないのでしょうか。

◎阿部住宅課長 木を使った場合の補助金は、林業振興・環境部で所管しておりまして、住宅のほうでは所管していないものですから、林業振興・環境部のほうで必要に応じて検討されるものと思っています。ただ、林野庁のお金を使いまして、今非常にCLTを小規模な住宅に使えるような検討をしておるやに聞いておりまして、そのあたりの状況も見ながら、我々も予算面は、場合によったら林業振興・環境部ですけれども、例えば普及啓発とか、そういったところでサポートできることがあれば、やってまいりたいと思っています。

◎久保委員 また、両方の連携でよろしく願いいたします。

◎塚地委員 3世代同居とか近隣生活のためのリフォーム助成というのが多分来年度の予算、国の予算のほうで一定具体化しているように伺ったんですけれども、県のほうでは、それは今どんな状況なのかお聞きしたい。

◎阿部住宅課長 国土交通省の補助事業であるんですが、自治体を通さずに民間事業者に直接渡る補助金となっております。その事業メニューが拡充されて、今般、その3世代同居のためのリフォームに、多分限度額が上がるような制度になっています。そういったことで、ちょっと行政のほうで最新の実態について、なかなか把握しづらい状況にはなっ

いますが、制度の拡充につきましては関係の業界団体のほうにも情報提供したりして、活用いただくようお願いしていこうと思っております。

◎塚地委員 リフォーム助成制度、木を使う場合の助成制度とか、高齢者向けの助成制度とか、一定ばらばらある感じですよ。リフォームしようかなと思ったときに、こういう助成制度がありますという一覧表的なものがあって、こういう組み合わせができますとか、耐震も含めてですけど、そういうのがあるとインパクトがあるというか、リフォームしようかなと思うようなところに。そこに3世代の、先ほどおっしゃったように直に民間に行くけれども、やっぱりそういう制度がありますというお知らせするところに、行政としては絡めるんですかね。

◎阿部住宅課長 まさに今回、予算を計上させていただいています541ページに、6の住宅耐震対策事業費の上から3番目です。リーフレット等作成委託料を組ませていただいています。実はここで、委員おっしゃったとおり、耐震改修と、あと例えばバリアフリーとか、そういった他の支援制度を組み合わせ使った場合にどんなにお得かということを知りやすく解説したような、リーフレットもつくりたいと思っているところでございます。

◎塚地委員 その場合、先ほどおっしゃっていただいた、県が独自に持っている分については、県とか市町村とかが、これに書き込めると思うんですけど、先ほどの3世代同居みたいに民間に直に行くと、そういうのも書き込めればいいとは思いますが、そこらあたりは、公が出すリーフレットとして整理がつくのかというのはどんなんですか。

◎阿部住宅課長 民間に直接の補助といいますが、出もとは国でございますし、税金が入ることには変わりがないので、どういう整理ができるかは、今後ちょっと検討してまいりますけれども、なるべくリフォームをきっかけとして耐震改修をやっていただきたい。耐震改修だけですと、やはり住み心地がビフォー、アフターで余り変わらんものですから、余り動機づけになりづらいところが正直ございます。やはりバリアフリーとか、トイレの水洗化とか、そういった3世代同居もそうかもしれませんが、そういったビフォーとアフターで、やはり住み心地なり自分らのライフスタイルに合うような、要するにメリットが目に見えるような、リフォームと耐震改修をあわせてやっていただくことも、一つ耐震改修を進める大きな手だてになるのかなと思っておりますので、ちょっと検討してまいります。

◎塚地委員 ぜひお願いします。それと、やっぱり事業者から実務、申請が複雑というようなことを結構お伺いして、なかなかそこに手を出しづらいというのがあって、業界の中でそういうところをフォローする体制、そういうところが窓口としてあれば、すごくいいかなと。通常、大工さんたちもなかなかそれが苦手で、手が出しづらいと。供給力の部分で言うと、一定専門的な知識も当然必要ですけども、ぜひそういうあたりも検討してい

ただいたら。それはお願いでございます。

◎阿部住宅課長 承知いたしました。やはりエンドユーザー、補助金の申請につきましては大工さんもそうかもしれませんが、エンドユーザーの県民の皆さんは、特にお年を召した方なんかは申請書を書くこともようせんという方もいらっしゃると思いますので、やはりそういった方には、まず事業者のほうからサポートはしていただきたいと思っています。なお、その事業者の中にもそういった方がいらっしゃることは、一定頭に置いて、例えば登録事業者の講習会などにおいて、そのあたりもちょっと説明を加えたりしていきたいと思います。あと行政側としましても、やはり補助の申請書類を簡素化できるところはしていくことにつきましても、これは我々市町村に対する間接補助でございますので、最終、その市町村がどこまで書類を求めているか、市町村によってやはり違うところもあるんですが、そこもなるべく情報を集めまして、簡素化できるところは簡素化していただくようお願いもしながら、負担の軽減を図っていきたいと思っています。

◎塚地委員 今のことで、市町村によって住宅リフォームの助成制度を持っているところと持っていないところとか、いろいろ違いがありますよね、それで先ほどのリーフレットの作成委託料は、県がつくるリーフレットになるんですよね。

◎阿部住宅課長 はい、おっしゃるとおりでございます。

◎塚地委員 だから現場に行くと、結構違うものが出てくることになっちゃうんで、その部分は、一番利用者は市町村の事業を使うことになるんで、市町村がつくる場合の補助制度はないんですか。もう市町村は市町村でやってくださいとなるんですか。

◎阿部住宅課長 まず、県でつくりますリーフレットにつきましては、実際のところ、住宅の耐震化をするチラシなんかでも、市町村ごとにやっぱり微妙に違いますので、チラシの裏面に市町村の星取表、この市町村ではここであるよとか、そういったものも載せたりするような工夫はいたしておりますので、これからつくるものにつきましても、そういった工夫も検討したいと思っています。

それから、市町村がつくりますリーフレットの補助につきましては、それが耐震改修の促進につながるものであれば、国費も県費も入れることは可能ですので、それは市町村と、また個別に協議をしながら対応してまいりたいと思います。

◎横山委員 この1枚の説明のやつで、見えてきた課題の左下の②なんですけれど、供給能力のという、技術力のある事業者が少ないという書き方、これ、要は安くできる業者が少ないということを言ってるんですか。低コスト工法という、これ技術という概念でやると、要は技術がない人がやっていることになって、実際受けている人からしたら、もう蓋然性の問題でしょう。可能性とか、潰れるか潰れんかという問題で、要は、そういう可能性のあるところがおるということになるかと見てしまった、それどういうことでしょうか。

◎阿部住宅課長 事実関係から申しますと、まず耐震改修をやる技術力もないという趣旨ではございませんで、委員おっしゃられましたように低コスト、安くする上手なやり方とか、その辺の技術力がまだないという趣旨でございます。実際、県の補助を使って耐震改修なりをやっていただく場合は、県に登録をした事業者がやることを条件としておりまして、我々、その登録事業者に対する講習会等を通じて、少なくとも最低限の技術力は維持していただいておりますので、さらに上のレベルということで御理解いただければと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で住宅課を終わります。

〈建築指導課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、建築指導課の説明を求めます。

◎西本建築指導課長 建築指導課でございます。よろしくお願いいたします。

それでは、建築指導課の平成28年度当初予算について御説明いたします。

議案説明書②当初予算の544ページをお願いいたします。

まず、歳入につきましては、当課の歳入予算額は3,168万7,000円で、前年度と比較して減となっております。減額の要因といたしましては、建築確認台帳等電子化委託業務の終了に伴い、その財源としての国庫補助金の収入減によるものでございます。

歳入の内訳につきましては、8款2項の手数料は建築物確認申請手数料など、9款2項の国庫支出金は建築指導費補助金を計上しております。

なお、手数料につきましては、後ほど御説明いたします建築物エネルギー消費性能向上計画等認定申請手数料を新設しております。

次に、歳出について御説明いたします。

545ページをお願いいたします。

当課の歳出予算は、1億592万3,000円を計上しており、これも前年度と比較して減となっております。減額の主な要因は、建築確認台帳等電子化委託業務の終了、廃止によるものです。

それでは、2目の建築指導費につきまして、主な内容を説明させていただきます。

右端の説明欄の2の建築指導監督費につきましては、建築士及び建築士事務所の指導監督、被災建築物応急危険度判定士の養成及び建築物の安全・安心を図るため、建築基準法に基づき行われる建築確認等に係る経費でございます。

546ページをお願いいたします。

平成28年度の主要事業として、説明欄の上から3行目の耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金1,800万円を計上しております。この調査は、建築物の耐震改修の促進に関する法律が改正され、県や市町村が耐震改修促進計画で、緊急輸送道路などの避難路を指

定することにより、沿道の一定の高さを超える建築物の耐震診断が義務化されることとなりましたので、指定を検討する道路について沿道建築物の実態を調査するものです。県におきましては、平成26年度、27年度の2カ年で市町村の区域を超える広域の緊急輸送道路などの避難路の調査を行い、これまでに広域の防災拠点とインターチェンジを結ぶ道路及び県外からの救援ルートのうち2桁国道を指定いたしました。

なお、指定に当たっては、市町村と連携して耐震診断から改修に係る補助制度を創設しております。

現在は、県外からの救援ルートとなる3桁国道及び総合防災拠点と市町村災害対策本部を結ぶ道路を指定するため、市町村や該当建築物の所有者の方への説明を進めており、その後、パブリックコメントを経て、9月上旬には指定を終了したいと考えております。

一方、この予算は、市町村の区域内の避難路について、市町村による調査や指定を促進するため、市町村が行う調査に要する費用の一部を補助しようとするものでございます。

続きまして、平成27年度2月補正予算について御説明いたします。

議案説明書の④補正予算の308ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、構造計算適合性判定手数料の減額を計上しております。この手数料は、建築基準法の規定により、建築確認申請において一定の高さを超える建築物の構造審査は第三者による構造計算適合性判定を受ける必要があるため、その判定に要する費用を建築主から徴収させていただくものでございます。

該当物件の申請数が予測を下回ったことから、減額の補正をすることとしております。

次に、歳出について御説明いたします。

309ページをお願いします。

右端の説明欄の2の建築指導監督費につきましては、先ほど説明しました構造計算適合性判定委託料の減額を計上しております。これは、構造計算適合性判定を判定機関に委託する経費ですが、歳出につきましても、申請数の減に伴い減額補正をすることとしております。

引き続き、繰越明許費について御説明いたします。

310ページをお願いします。

建築指導監督費につきましては、先ほど御説明しました建築確認台帳等電子化委託業務と耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金に係るものでございます。建築確認台帳等電子化委託業務につきましては、データベースシステムへの建築確認情報の入力手順の協議に日時を要したことにより繰り越すものでございます。

また、耐震改修促進計画改定基礎調査事業費補助金につきましては、市町村が調査を行う避難路の選定に日時を要したことにより着工がおくれ、繰り越すものでございます。

最後に、条例その他議案2件について御説明いたします。

お手元の参考資料ですが、建築指導課のインデックスのページ、1ページをお願いいたします。

まず、高知県建築審査会条例の改正でございます。

建築審査会とは、建築基準法に規定する同意及び不服申し立ての審査請求に対する裁決についての議決を行わせるとともに、特定行政庁の諮問に応じて、建築基準法の施行に関する重要事項の調査審議を行う機関です。

この建築審査会の委員は、各分野の有識者5名以上で組織することとされており、高知県建築審査会条例では、委員を7名と定めております。

また、建築基準法に規定するものを除くほか、建築審査会の組織、議事など必要な事項は条例で定めることとなっております。

第5次地方分権一括法に基づく規制見直しにより建築基準法が改正され、建築審査会の委員の任期は、法による定めから条例に委任されたこととなり、国が省令で定める基準を参酌した上で、条例で定めることとなりました。国が示した参酌基準は、従来、建築基準法に定められていた内容と同じであることから、それを踏まえて従来どおり任期を2年とするものでございます。

議案説明書⑥条例その他の391ページの新旧対照表をお願いいたします。

この第3条に委員の任期の規定を追加しております。

ほかにも建築基準法の一部改正に伴う引用部分の文言整理などを行っておりますが、いずれも実質的な改正はございません。

なお、施行は、改正建築基準法の施行日に合わせて本年の4月1日としております。

続きまして、高知県手数料徴収条例の改正のうち、建築指導課に係る部分について御説明いたします。

先ほどの参考資料の建築指導課インデックスの2ページをお願いいたします。

まずは、長期優良住宅の認定申請手数料の改正について御説明いたします。

長期優良住宅の認定とは、長期優良住宅の普及の促進に関する法律に基づき、長寿命で優良な住宅の建築計画などを県が認定する制度でございます。

この認定基準は告示で規定されており、現行では新築住宅のみが対象でしたが、告示が改正され、平成28年4月1日からは、既存住宅を増改築する場合の認定基準が新たに規定されることとなりました。これを受けて既存住宅の増改築に係る計画認定に対応するため、その審査に要する費用として手数料の額を定めるものでございます。

認定手続の中身につきましては、その下のフロー図のとおり、申請者が直接所管行政庁である県または高知市に申請する場合と、事前に民間の審査機関の審査を受ける場合があります。事前審査を受けた場合は手数料を減額することとしております。

5ページのA3の資料をお願いします。A3を折り込んだ資料をつけております。

この資料に手数料の一覧表を記載しております。一番上の表が、先ほどから説明しております長期優良住宅の認定手数料で、事前審査の有無、住宅の規模に応じて手数料を設定しております。

なお、施行日は、告示の施行日に合わせて本年4月1日としております。

次に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律に係る認定手数料の新設について御説明いたします。

先ほどの参考資料の建築指導課のインデックスの3ページのほうにお戻りください。

建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律は昨年7月8日に交付され、建築物のエネルギー消費性能向上計画の認定制度などが創設されました。この法律は平成28年4月1日に部分施行されることから、この認定に要する費用として手数料を新設して、この新しい制度に対応するものでございます。

2の認定制度の概要をごらんください。認定制度には、省エネ性能向上計画の認定と省エネ基準への適合認定の2つが創設されます。

1つ目の省エネ性能向上計画の認定は、建築物の建築計画が通常よりも厳しい誘導基準に適合していることが認定されると、省エネ機器などを設置する部分については、都市計画法で定められた床面積の限度を超えることができるということでございます。

2つ目の省エネ基準への適合認定は、現存する建築物が省エネ基準に適合していることを認定する制度で、認定されると建築物やその利用に関する広告に、ごらんの適合マークを表示することができるというものでございます。

認定手続の流れにつきましては、いずれの認定も長期優良住宅の認定と同様、申請者が直接所管行政庁に申請する場合と、事前に民間の審査機関の審査を受ける場合があります。

次のページ、認定手数料の概要をごらんください。

手数料は、①の非住宅と②の一戸建てまたは共同住宅に区分するとともに、省エネ性能を計算する方法として、それぞれ2種類の方法が示されていることから、その方法に応じて区分しております。

先ほどの5ページのA3の資料でございますが、ここに手数料の一覧表を記載しております。この省エネに関する認定につきましては、真ん中の表と一番下の表が該当しております。

なお、施行日は、法の施行日に合わせて平成28年4月1日としております。

建築指導課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 一生懸命聞きましたけれども、1つは、要するに事前審査をする機関というか、場所はどういうところになるんですか。

◎西本建築指導課長 現在も、例えば建築確認とかを行っている民間の審査機関もごさいます。そういった機関を予定しておるといふところですが、まだ法律が施行されておきませんので、どれだけの機関が対応するかについては、まだはつきりとはわからない状況でございませう。ただ、全国的にこういった機関は多数ございませうので、それぞれの機関が、恐らくこの新しい制度にも対応してくるものと考えておきませう。

◎塚地委員 そこにお支払いする手数料といたしませうか、それはどんな形になりますか。

◎西本建築指導課長 それぞれの機関に支払う手数料といたしませうのは、それぞれの機関ごとが独自に定めておきませう。

◎塚地委員 差額がありますよね、そのモデル、事前審査ありの場合は1万円からだけれど、事前審査なしなら8万9,000円とか、当然それを超えることになったら、意味はないですよね、その事前審査機関に支払う。そこは誰が決めるんですか。

◎西本建築指導課長 やっぱり民間の審査機関が独自に定めることになりますので、かなりばらつきも出てまいりませう。ただ、民間の場合は、例えば独自の割引とか、類似の審査を一度に行う場合は割引くというやうないろいろなサービスを用意しておきませうして、直接県に申請する場合と、民間機関を経由する場合と、総額でどちらが得になるか、一概に比較はできない状況でございませう。

◎塚地委員 県の業務としては、一定省力化できるといたしませうか、という機能はあろうと思っけうんですけれど、県も事前審査を受けたものをどんな形で受け取るやうになるんですかね。要するに審査機関を通った。でも、ある意味スルーということになるし、どういふやうになる。

◎西本建築指導課長 やっぱり事前審査を受けた場合はその適合書、審査機関がつけて出てくるわけですが、本当にきちんと一定審査されているかということにつきましては、県としましても審査をしておきませう。特に新しい制度とか過渡期におきましては、審査が適正にできているのかどうかは、県も審査のチェックが必要と考えておきませうけれど、一定普及をしてくると、審査機関も手なれてきましたら、省力化することができるとかなと考えておきませう。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で建築指導課を終わります。

暫時の間、休憩いたしませう。再開は午後1時としましませう。

（昼食のため休憩 11時46分～12時59分）

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開しましませう。

ここで、審議に入る前に委員の皆様にお願ひしたいことがありませう。

皆様御存じのように、本日、3月11日は東日本大震災から5年目に当たります。そこで、地震が発生しました午後2時46分に、震災により犠牲となられた全ての方々に哀悼の意を表するため黙禱をささげたいと思います。

時間になりましたら、私のほうから声をおかけしますので、委員の皆様方、御協力をよろしくお願いいたします。

〈建築課〉

◎坂本（孝）委員長 それでは、建築課の説明を求めます。

◎田中建築課長 建築課からは、平成28年度当初予算案と平成27年度補正予算案につきまして御説明させていただきます。

まず、平成28年度当初予算案からの御説明をいたします。

議案説明書②当初予算の547ページをお開きください。

まず、歳入について御説明いたします。

負担金は、中央小動物管理センターの自家用電気工作物保安管理委託業務に係る高知市の負担分でしたが、平成28年度より本業務委託を施設所管課である食品衛生課が行うことになりましたので、建築課では計上しないこととなりました。

次の諸収入のうち、県立病院等設計監督受託事業収入は、公営企業局が所管する施設に関する修繕工事管理に伴う事務費の収入でございます。

建築課収入は、非常勤職員、臨時職員の労働保険料に係る収入でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

次の548ページをお開きください。

建築費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って主要なものを御説明いたします。

説明欄の2県有施設管理費のうち、維持修繕費は、出先機関の庁舎など県有施設の維持修繕に要する経費でございます。

自家用電気工作物保安管理委託料は、県有施設の高圧受電設備などの自家用電気工作物の保安管理業務を委託する経費でございます。

設計等委託料は、先ほど説明いたしました維持修繕費を執行するために行う設計監理を委託する経費でございます。

次の3の建築諸費のうち、一級建築士免許取得負担金は、業務上必要となる一級建築士免許の取得を促進するため、一級建築士試験に合格した職員の登録免許税等を県が負担する経費でございます。

平成28年度から新たに一級建築士試験のうち、設計製図試験の対策に係る講習等に要する費用の半額を、18万9,000円を限度として負担することといたしました。これによりまして、一級建築士資格取得への取り組みを通じて若手技術職員の技術力向上を図ってまいります。

4の営繕諸費のうち、営繕積算システム等作成委託料は、建築工事では設計単価や設計内訳書の作成を電算化しておりますが、このシステムの保守管理や市場単価調査を委託する経費でございます。

以上、建築費として3億169万9,000円を計上しております。

引き続き、平成27年度2月補正予算案について御説明いたします。

議案説明書④補正予算の311ページをお願いいたします。

歳入でございますが、負担金の増は、東日本大震災に伴う派遣職員を建築課から1名派遣したため、派遣期間中の給与等に相当する額を福島県から負担金として受け入れるものでございます。

諸収入の減については、歳出説明の際にあわせて説明させていただきます。

次に、312ページの歳出をお願いいたします。

建築費につきまして、右側の説明欄の項目に沿って御説明いたします。

2の県有施設管理費は、一級建築士等の資格を持つ非常勤職員を5名雇用する予定でしたが、求人の結果、3名しか雇用できなかったため、2名分の報酬等を減額するものです。あわせて、諸収入の非常勤職員の労働保険料に係る収入も減額しております。

以上、建築費として706万1,000円の減額をお願いするものです。

以上で建築課の説明を終わらせていただきます。御審議よろしくをお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 今、最後に御説明をいただいた、本来採用を予定していた人数が不足していたという状況は、これからどういう形になっていくのでしょうか。

◎田中建築課長 平成27年度5名、非常勤職員を採用したいということで予算いただいておりますけれども、募集をいたしましたけれども、3名しか集まりませんでした。複数回させていただきましてけれども、ちょっと時期を逸したみたいな形になりまして、2名は断念したというところがございますけれども、ことしも非常勤職員に来ていただく必要がございますので、ただ単にハローワークへ出すだけではなくて、業界団体の方、それからいわゆる人間関係、個人的なつながり、そういったものも活用しながら何とか確保したいと考えております。

◎塚地委員 一定専門的な技術を持っておられる方で働いていただくこととなったら、やっぱりその方の身分の安定性ということがないと、なかなかもとある職場からここへ来てくださることにはなりづらいんじゃないかと思うんですけれども、そこらあたりで検討されて、例えば条件の改善とか、常勤に切りかえるとかしないと集まらないと思うんですけれども、そこはどうなっていますか。

◎田中建築課長 それはおっしゃるとおりだと思っております。現実には、現在来ていただいております方は、民間の企業を退職された方で、まだ十分技術力が発揮できるという方が来

ていただいております。おっしゃるとおり、非常勤職員ですので、最終的に非常に事業量が減ってしまいますと意味がなくなってしまうので、そういう意味から、本来であれば正職員にしたいわけですが、どうしても事業量の増減がございまして、なかなか正職員の採用に至っていないのが実情でございます。どうしても短期間の人手不足を非常勤で何とか補っていく形をとらざるを得ないのが、現状かなと思っています。

◎塚地委員 今その業務、大変非常勤が必要な状況、ピークみたいなものはどんな形になっているんですか。

◎田中建築課長 建築関係の技術的な業務といいますのは、御承知のとおり、南海トラフ地震対策としての県有施設の耐震補強が非常に主要な業務だったんですけども、既に御承知かと思っておりますけれども、県立学校の耐震補強はもう平成27年度の予算でピークを過ぎまして、ほぼ終了に近い形になりました。他の県有施設の整備につきましては、まだちょっと先が見えてない状況ですけども、各所管部局からの予算要求の段階では、来年度既に業務量が若干減ることになっております。まだ、予算査定状況を確定的にいただいておりますけれども、要求段階でも減っておるということですので、そういう意味から考えますと、本年度がピークではないかと、徐々に減っていくものと思っております。

◎塚地委員 全体的に専門職の皆さんの正式採用を、後継者育成が、これから県の技術職の皆さんをしっかりと育てていただく上では必要なことだと思いますので、その量もちゃんと見きわめながら、正職員にできるところはなるべくしていくスタンスでぜひ考えていただきたいなど。今でも、決して専門の方々が十分後々蓄積をつないでいただける状況ではなくて、相当忙しい状況も続いていると思いますので、ぜひそういう御配慮もお願いしておきたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で建築課を終わります。

〈港湾振興課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、港湾振興課の説明を求めます。

◎合田港湾振興課長 港湾振興課の合田でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

当課からは、28年度の当初予算及び平成27年度の補正予算について御説明申し上げます。

まず、港湾振興課の平成28年度当初予算案についてでございます。

資料②議案説明書「当初予算」の550ページをお開き願ひします。

まず、歳入でございます。

当課の歳入につきましては、諸収入のみでございます。港湾振興課収入ということでございますけれども、その内容は、クルーズ客船の受け入れ業務にかかわります高知市から

の負担金及び臨時職員にかかります共済費の本人負担分でございます。

歳入額は、前年に比べまして2,239万円余り多うございますけれども、この増額の理由は、来年度の外国客船の寄港の大幅な増加によりまして、客船受け入れに係る高知市からの負担金がふえることによるものでございます。

続いて、551ページをお開き願います。

歳出でございます。右端の説明欄に沿って主なものを御説明させていただきます。

まず、2のポートセールス推進事業費の中身でございます。2つ目の企業信用調査等委託料から4つ目の新聞広告制作委託料につきましては、高知新港の企業用地及び宿毛湾港の工業流通団地への企業誘致に関するものでございます。企業信用調査等委託料は、訪問先の企業を選定しますための調査や信用調査などを行うための経費でございます。

その次の見本市出展業務委託料につきましては、PRの場として参加いたします東京や名古屋など都市部での大規模展示会におけます会場設営等に要する経費でございます。

次の新聞広告制作委託料は、産業経済系の全国紙に企業用地のPRを掲載いたしまして、広く全国にPRするための経費でございます。

なお、高知新港の高台の企業用地及び宿毛湾港の追加で造成しました用地につきましては、今年度末に分譲を開始するべく、今議会への土地処分議案の提出を目指しておりましたけれども、現在、分譲価格の設定等の検討に時間を要しておりまして、次回以降の議会に提案させていただきたいと考えております。

その次の客船受入等業務委託料でございます。高知新港へのクルーズ客船寄港時におけます岸壁での歓迎行事や市街地向けのシャトルバスの運行など受け入れに要する経費、また、外国船社のキーパーソンの本県への招請や外国船社の本社への訪問といった誘致活動に要する経費でございます。このうち、岸壁での歓迎行事やシャトルバスの運行に係る委託料につきましては、昨年の12月議会で債務負担行為をお認めいただきましたので、既にプロポーザルにより委託先を決定し、28年度最初の寄港であります4月1日に向けまして既に準備を進めているところでございます。

なお、来年度高知新港につきましては、現時点でございますけれども、ほぼ寄港が確実だろうと思われる回数でございますが、外国船が18回、日本船が3回でございます。特に外国船につきましては、27年度3回ございましたので、6倍というふうな状況でございます。

次の高知新港振興プラン策定事業委託料でございますけれども、これは平成24年度に策定をしております第1期のプランが28年度で終了いたしますことから、29年度からの2期プランを策定するための経費でございます。委託内容としましては、本県のコンテナ貨物の流通量の実地調査ないし分析、あるいは新港の埠頭の利用あるいは施設配置計画の検討のための図面作成及び整備費用等の算出、プラン策定に当たりまして設置します予定の検

討会議における資料の作成や会場の手配、議事録の作成、それから2期プランとして成果品、冊子を作成する予定でございますけれども、その冊子の編集、印刷などを委託したいと考えております。

一つ飛ばさせていただきます、海外見本市出展業務負担金でございますが、これは外国客船誘致のために世界の主要な外国クルーズ船社が集って、例年、米国で開催されております世界最大級のクルーズ展示会に出展する際の負担金でございます。

次の宿毛湾港等利用促進事業費補助金は、宿毛湾港にはタグボートが配置されておりません。そのため、宿毛湾港やあしずり港に客船が寄港する際に、九州等からタグボートを回航する必要がございます、その経費の一部に助成をするものでございます。

次の高知新港コンテナ利用促進事業費補助金は、高知新港におけますコンテナ貨物の取扱量の増加に向けまして、高知新港を利用する荷主の企業に対しまして、コンテナ輸出入の経費の一部を助成するものでございます。

なお、本年度につきましては、新規に高知新港を利用する場合、あるいは前年度から貨物取扱量が増加している場合に助成をしておりますけれども、28年度はそれに加えて、前々年度より増加した荷主も助成の対象にしたいと考えております。これによりまして、高知新港を継続的に利用していただくようインセンティブを高めまして、1次産品輸出の拡大などにもつなげていければと考えております。

また、昨年12月に2つある釜山航路のうちの一つが、中国の大連、天津まで延長され、釜山で積みかえることなく中国へ直接行くというような状況になりましたので、このことも荷主の企業の皆様に重ねてPRをいたしまして、高知新港の利活用の促進を図ってまいりたいというふうに考えております。

恐れ入ります。552ページをごらんいただけますでしょうか。

一番上、1つ目の高知新港岸壁利用促進事業費補助金は、沖の防波堤がまだ整備中であるため、波の影響を受けやすい高知新港のメンバーズ、平成26年5月に供用開始しておりますけれども、こちらへの入出港経費に助成を行うことによりまして、メンバーズの利用促進を図るものでございます。

次の大型客船誘致推進事業費補助金でございます。これは新規の補助金でございますけれども、先ほど申し上げましたように、来年度高知新港への外国客船の寄港が大幅に増加する予定でございます。この原因としまして、中国を拠点といたします大型客船の数が非常に増加しているという状況がございます。こうした大型客船をターゲットにいたしまして、入出港経費への助成を行いますことで、外国客船の寄港する港として定着化を図ってまいりたいということと、さらに寄港の増加を目指したいということで、この補助金を創設させていただきたいと考えております。

次の事務費につきましては、貨物関係、あるいはクルーズの誘致関係、あるいは企業用

地への企業誘致関係等々にかかわります旅費、あるいは報償費などの事務経費でございます。

次に、3の姉妹校交流促進事業費について申し上げます。高知港は、海外の7つの港と友好提携港の国際ネットワーク、通称I N A Pでございますけれども、これを形成し、年に1回いずれかの港で会議を開催して、港湾の振興に関する情報交換、あるいは交流を深めるというような取り組みを行っております。また、県では、このI N A Pに合わせて、県内企業の皆様によります経済ミッション団を編成し、単に交流にとどまらず県内企業の海外取引の拡大、あるいは高知新港の利用につながるように努めております。来年度はフィリピンのセブ港で第18回目の会議を開催する予定でございます。

友好提携港会議出張業務委託料、これはI N A P会議、あるいは経済ミッション団の派遣の際に事前の打ち合わせ等でも参りますので、都合3回ほど、来年はセブ、フィリピンのほうへ伺うことになると思います。その際に現地での移動に要する自動車、マイクロバスのようなものですが、こちらを手配するために旅行会社等に委託をするものでございます。

事務費は、I N A P会議に要する旅費や報償費等でございます。

以上、港湾振興課の平成28年度当初予算は、前年度より7,286万円余り増額となる合計2億2,426万7,000円を計上しております。増額の主な理由は、先ほど来申し上げております外国客船の寄港の増加に伴います受け入れ業務委託料などの増でございます。

続きまして、27年度補正予算について御説明をさせていただきます。

資料④議案説明書「補正予算」の313ページをお願いいたします。

まず、歳入の補正でございます。98万8,000円の減額となっております。これは今年度の外国客船の寄港数、一つ大きな船が予定されておりましたけれども、結果、キャンセルとなりましたので、これに伴いまして受け入れ業務の経費が減額となったことから、高知市からの負担金も減ったということで、その減額補正でございます。

次に、314ページをお願いいたします。

歳出の補正でございます。右端の説明欄に沿って御説明をいたします。

客船受入等業務委託料でございますけれども、先ほど申し上げましたように、外国客船の寄港が一つ減りまして、中身としては、シャトルバスの運行が要らなくなったということで、そういうことなどによりまして減額をさせていただくものでございます。

それから、次の高知新港のコンテナ利用促進事業費補助金、その次の高知新港岸壁利用促進事業費補助金でございますけれども、いずれも補助対象件数が当初の見込みを下回ったことにより減額をさせていただくものでございます。

それから、一番下にあります地球深部探査船誘致事業費補助金は、高知市及び高知港振興協会が誘致をして寄港する際に、「ちきゅう」という船でございますけれども、この寄

港を目指しておりまして、寄港した際には歓迎行事等を行う予定で、県としてもそれに一定の支援をする予定でございましたけれども、結果として寄港が実現しませんでしたので、申しわけございません。全額減額をさせていただくものでございます。

以上、1,046万9,000円の減額をお願いさせていただきます。

以上で港湾振興課の説明を終わります。どうぞよろしくお願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎久保委員 早速4月1日にクルーズ船が来るということで、随分私も期待をしておるところですけれども、以前のこの委員会でもお願いをしましたけれども、今回このように多くの回数来られるということで、今までどちらかといいましたら、高知市内といえますか、中心街においでいただいて、そこできちっとおもてなしをしようということですが、これから外国から18隻、国内が3回ぐらいと多くなって、もっと、まだ決まっていけれども、30回近くともお聞きしていますので、そうなればなるほど県内一円にぜひ周遊をしていただくことが期待もされていますし、高知市以外のところも、大きなクルーズ船が来るんだったら自分のところにもメリットがあるなど、少し離れたところの方にも期待もされるようになったらいいと思いますけれども。そのためにも、前もお願いをしたんですけれども、寄港地の一つ手前の寄港地から、委託した方でもいいですし、コンベンションでもいいですし、乗り込んでツアーデスクといえますか、そういうものを構えて、こういう周遊の商品もありますよときちっと説明することが大事だと思いますけれども、今回、今決まっているのが21回ぐらいあるみたいですが、そのところはいかがでしょうか。

◎合田港湾振興課長 まだ、前の港から乗り込んでということが具体的に決まっておる状況ではございませんけれども、過去には実際、我々港湾振興課職員が乗ったときもありますし、観光サイドのほうで乗っていただいたこともありますので、そういうことが実際あり得ますので、こちらからも船会社に、ぜひ前の港から乗らせてくれということもお願いをしていきたいと思えます。

◎久保委員 業務がなかったら私も乗り込んでいきたい、それくらいの気持ちはあるんですけれども。それは冗談として、外国18隻ですかね、そのうちの例えば中国の方が乗られる、例えばオーストラリアの方が乗られる、アメリカの方が乗られる、そこんところは大体わかります。

◎合田港湾振興課長 18回のうち、8回は中国発着でございます。あと、台湾が2回ございますので、かなりの部分、中国あるいは台湾のお客様で、欧米は、1日に来るやつは、これは小さい船で260名ぐらいの定員ですが、欧米系の方でございまして、やはり中国人が圧倒的に多うございます。

◎久保委員 当然のことながら、その外国のお国柄によって、例えば商店街なんかでも、

構える商品も違ってくると思いますんで、そこのところをきっちりと、今回は委託してやられるということですので、お願いしたいと思います。

それと、以前もこの委員会の中でもお話が出ておったんですけども、例えばクァンタム・オブ・ザ・シーズなんかで、4,000人の方が来たときに、バスは県内だけのバスで足りるますか。

◎合田港湾振興課長 クァンタムが来た場合は、それはもう正直足りません。ですから基本的に他県、特に四国内から集めることになろうかと思えます。その際は、クルーズ客船の対応については営業区域、基本的にバスの営業区域は県内でございますけれども、臨時の営業区域ということで県外から呼ぶことができます。四国運輸局に一定の手続をすれば、それは県からも依頼書、一筆書いてお出しすれば、そんなに難しくなくいけますので、そういう対応をしていく考えでございます。

◎久保委員 多分今回来られる船の中で、高知県が日本の中での初めての寄港地になるところも出てくると思いますけれども、そういうときに入国の審査をスムーズに、来る途中で、高知に着く前にやっていただくということも、随分と滞在時間が長くなると思いますけれども、そこのところはいかがでしょうか。

◎合田港湾振興課長 その前の港から乗り込んでということは、今まではやっておりません。そういう可能性も探っていきたいと思えます。それと、私どもいわゆるC I Q、入国審査、検疫、税関等、寄港のたびに事前調整をしております、これまでも、これからももちろんやっていきますけれども、そこで乗船客数とかといった情報をきちっと共有して、そしたらどういう段取りで、特に入国審査は船内に入って機械を設置して、入国審査官がやりますんで、そしたらコンセントはどことか、そういう細かいことまで全部事前に調整した上で、すぐに船が着いたら審査官が乗り込んでセッティングして入国審査を始めるという段取りを準備してやっておりますので、そういうことを今後ともきっちりやっていきたいと考えております。

◎久保委員 随分今回こういうふうによくの回数来られるということで、県民の皆さんも期待をしておると思えますんで、一般の当然御商売する方、観光に関係する方以外の方でも、すごく興味を持たれている方がおいでになると思えますんで、ぜひ情報発信をしていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

◎合田港湾振興課長 久保委員にも、御助言も以前いただきましたので、ホームページ、フェイスブックはもちろんですけれども、やはり報道機関の皆様にも報道していただくというのが一番県民の皆さんにはわかりやすいと思えますので、そういう情報提供をしっかりとさせていただきたいと思えます。よろしくお願いたします。

◎福田土木部長 久保委員の御指摘に補足させていただくんですけども、バスツアーのメニューをふやしていく。特に、この高知市内だけではなくて市外の、その周辺のところ

にもバスツアー、これまでなかなか便が悪くて行けなかったところにも広げていくという意味では、先週、国道33号の高知西バイパスが開通をし、また来月空港までのインターが開通するという事だ。例えば今までは、なかなか仁淀川のほうの観光に行くにも何か時間が読めなかったし、時間もかかった。それが今度の開通によってかなりアクセス性もよくなり、また渋滞を回避することで時間が読めるようになったことで、バスツアーも組みやすくなるだろうと我々期待しておるんで、そういう意味では道路の整備効果が、誘客の効果につながっていくものと考えていますんで、しっかりやっています。

◎野町委員 27年度の補正の関係で、先ほど御説明がありましたように、キャンセルになった事例があるというお話でしたけれど、具体的にどういう理由でどういう船がということと。それともう一つは、28年度につきましては二十何回というお話でしたけれども、そういうことがある可能性というのは、結構リスクが高いものなのかどうか、その2つを。

◎合田港湾振興課長 まずは、その今年度一つキャンセルになったということでございます。クァンタム・オブ・ザ・シーズという4,000人クラスの船でございましたけれども、正直、何で高知へ来なかったのというのをなかなか教えていただくことはできないんですけど、ただ、我々の整理として、一定もう販売されていると、高知へ来る、例えば1週間なら1週間のツアーが販売されている状況を確認できたら、まずは確実に来るだろうという判断をしております。それが販売されていないけれども、単に高知新港のバースを予約しますというパターンがあるんですが、それはまだ来るか来ないかわからない情勢。去年のクァンタム、大体来ることはもう確実と思っておりましたけれども、細かいところはわかりませんが、船会社の都合でルートを変えたということだろうと思っております。

ただ、基本的にそういった場合は、余りキャンセルになる例は少ないです。もう販売されて一定私どもが確認している船は、まずはほぼ来ると考えていただいて結構だと思います。ただ、後で申しましたバース予約だけしている分については、いつキャンセルになるかわからないと、そういう状況でございます。

◎野町委員 そういう意味からも、久保委員がおっしゃられるような、前段での云々とかということも必要性が高いんじゃないかなと感じますので、またそのときも、よろしくお願いたします。

◎前田委員 551ページの客船受入等業務委託料5,903万7,000円ですけれども、これはシャトルバスの受け入れの費用も入っているとは思いますが、誘致のお金も入っているという説明をされていたような気がするんですけど、どれぐらい入っている感じですか。

◎合田港湾振興課長 来年の外国船社の希望先を決める運航責任者、私どもキーパーソンと呼んでいますけれども、その方を高知へ呼ぶお金。それともう一つ、今までは基本的に

日本国内に外国船社の代理店とか日本支社がございますので、そちらへ基本的に誘致をかけていったんですけど、来年度はちょっと本社、要は外国の本社へ行きたいと思っていて、その経費を一部。そういうことをやりたいと思っています。

大半がその受け入れの、昨年12月に債務負担行為を認めていただきました5,700万円余りは、もう受け入れの委託のお金で、その後の差額の分が、先ほど申し上げた誘致で外国へ行く、あるいは外国から呼ぶお金でございます。

◎前田委員 ということであれば、主に積極的に誘致活動をしていくために必要なお金は200万円ぐらいの計上ということになるのですか。

◎合田港湾振興課長 あと、国内については、要は旅費等なので、それは事務費の中に入っております。

◎前田委員 先ほど4,000人級が1件キャンセルになったということですが、ぜひとも、恐らく誘致合戦というか取り合いになっている部分も多分絶対出てきているはずですので、誘致に係る費用、当然外国に行かなければならないものは、積極的に当然やっていくべきではないかと考えるんですけども、一方で、さっきキャンセルになったやつが、完全に運航自体を取りやめたのか、それともほかの港にとられてしまったと、ケースによって、これまた、話も変わってくると思いますので、一定の検証と対策等は必要になってくると思いますので、ぜひともお願いします。

◎合田港湾振興課長 なかなか教えてもらえんところもあると申し上げましたけれども、精いっぱい情報収集に努めて対応していきたいと思います。

◎塚地委員 その高知新港の振興プランの策定ですけど、来年度1年かけてこの5年間の総括、まとめをして、それから今後5年間の計画というのを。

◎合田港湾振興課長 一応、次回も5年を想定しております。

◎塚地委員 この間、結構輸入量も1万TEUを超えるキャパでずっと来ていて、頑張ってくださいっているなと思うんですけど、それを次の5年に向けて、例えばこのコンサルに委託する場合に、県としての考え方として、こういう重点項目で計画を、この間総括して提案するものもあると思うんですけど、そこらあたりはどんな議論の状況。

◎合田港湾振興課長 委託する以外にも、県サイドで作業することもたくさんあるんですけども、委託しようとしておりますのは、1つは、今おっしゃったそのコンテナの貨物の利用をふやしたいということで、実際、高知県にどれだけコンテナ貨物があるのか、高知新港を出ていっている分はもちろんわかりますけれど、四国のほかの港とか神戸港とかを利用しているものがありまして、実際あるんですけども、その量はいかほどなのか。100%確実に押さえることはできませんけれども、現地を調査して、一定の推計はできると思いますので、まずはその数を押さえて、それがもし相当数あるのであれば、いかにして高知新港の利用につなげていくか、それは先ほどのコンテナ補助金なんかも使ってとい

うこととなりますけれど、そういうことをやりたいということと。

あともう一つは、あの高知新港の埠頭をどう利用していくかと。貨物と客船のいわゆる併用でやっておりますので、例えば今石灰石なんかもたくさん出ていますが、もう少し取扱量ふやしたいというお声なんかもいただきますので、そうなるとその石灰石、一定積んでおる山があるんですけれど、そのこの範囲が広がると。そうすると、今のままでいいのか、あるいは石灰石を船に積む際にシップロダーという機械を使って船へ積むんですけれど、その機械は今この場所でいいのか、使う埠頭自体もこの岸壁でいいのかといったことを、言えば土地の利用形態、あるいは仮に施設にお金がかかるとすれば、どれぐらいの費用がどこでかかっていくのかとか、大きくはその2点について委託したいと思っております。

◎塚地委員 わかりました。この間の、いわゆる到達というか、総括というか、この5年間のですね。それはそれで県のほうでもう大体のことがまとめられて、今後こういう重点項目になっていくと思うんですけれど、それは一定検討委員会みたいなものに、公表されて議論されて、このプランが決まる、そういう流れになるんですか。

◎合田港湾振興課長 当然、総括もさせていただきます。今考えていますのは、その検討会議の中で総括をしつつ、それを反映させる形で振興プランをつくる、並行してやりたいと思いますので、委員になっていただく方々には、既にそういう御説明を申し上げて、もう4月早々に委員会を立ち上げる段取りになっております。

◎野町委員 314ページの「ちきゅう」という探査船、キャンセルになったというお話で。実は先般、高知大の海洋コアセンターで新エネ議連の勉強会もあって、メタンハイドレートの研究の報告会に行かせていただいたんですけれど、その折にもいろんな意味で、それとこれとは違うのかもしれないけれども、今後、国の海洋関係の研究所も誘致をしたいというお話もあって、国に積極的にアプローチをどんどんしていくことも、やっぱり必要なんだよというお話もいただきまして。それともう一つは、メタンハイドレートって土佐湾沖に随分あってと思っていたら、日本全国いろんなところにあって、かなり土佐湾が有望なのかという、実はそうじゃなくて、次の段階の深い研究については土佐湾沖でやられていないとか、そんなこともお聞きをしまして。当課ではないのかもしれませんが、関係部局と連携して、こういったものの誘致は積極的にやっていただくべきではないかなと思いますので、その点、次年度を含めて、以降、何か可能性とか、こういった部局と連携してということがもしありましたら、お願いしたいんですが。

◎合田港湾振興課長 この地球深部探査船については、高知市がぜひ誘致したいということで取り組んでこられています。結局実現はしなかったんですけれども、高知市のほうは、引き続き誘致に取り組みたいとおっしゃっています。それが、例えば県内部でメタンハイドレート関係ということで、今まで直接県庁内でやりとりしたことはないんですけれ

ども、もしそういうお話で新港を使っていたら、寄港していただけることがあれば、全くありがたいお話でございますので、そういう情報は県内部でも収集するようにしたいと思います。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で港湾振興課を終わります。

〈港湾・海岸課〉

◎坂本（孝）委員長 次に、港湾・海岸課の説明を求めます。

◎中城港湾・海岸課長 港湾・海岸課の平成28年度当初予算及び本年度の補正予算について説明をさせていただきます。

資料②議案説明書当初予算の553ページをお願いします。

一般会計の歳入予算につきましては、主なものを説明いたします。

7款分担金及び負担金は、港湾と海岸における交付金事業と県単独事業、直轄事業に係る市町村の負担金でございます。

8款使用料及び手数料は、岸壁などの使用料収入で、9款国庫支出金のうち、554ページの11目土木費補助金は、港湾や海岸の整備に係る国庫補助金や交付金でございます。

555ページ、14款諸収入の3目過年度収入は、平成28年度に繰り越しします港湾・海岸事業の市町村の負担金などで、15款県債は、港湾・海岸事業の県負担額に充てる起債を計上しております。

続きまして、歳出予算について説明させていただきます。

556ページをお願いします。

2目港湾費のうち、557ページの説明欄1行目、港湾施設使用料徴収等委託料は、岸壁の使用料の徴収を民間に委託するもので、高知新港防波堤標識灯等管理委託料は、防波堤に設置します灯台等の維持管理などに必要な経費を計上しております。

中段の高知港係留施設等管理運営委託料は、高知港での指定管理に係る経費で、国際港湾施設保安管理等委託料は、外国航路の客船や貨物船の入港に際しまして、人や車両の出入りなどを管理するための必要な経費を計上しております。

下段4、港湾美化対策事業費では、水域や緑地の清掃等を行うとともに、5プレジャーボート対策事業費では、小型船舶の適正な利用に向けた取り組みを推進してまいります。

558ページをお願いします。

説明欄中段の6港湾調査費では、須崎港で耐震強化岸壁の配置などについて調査検討を行うほか、高知港などで長寿命化計画に基づく定期点検や港湾BCPの改定作業を行うこととしています。

7港湾単独改良費では、高知新港で大型客船を受け入れるためのバスヤードや臨港道路、トイレの整備を行うとともに、佐喜浜港ほか3港であずまやや照明施設などの整備

を、8 港湾維持修繕費では、高知港ほか12港で航路や泊地のしゅんせつのほか、岸壁の修繕などを行うこととしています。

9 港湾整備事業特別会計貸付金は、起債の償還に当たりまして一般会計から特別会計に貸し付けを行うものです。

3 目港湾建設費の説明欄の1 重要港湾改修費では、高知新港で県が行う東第2防波堤の整備を、2の中央港湾改修費では、奈半利港や下田港で防波堤などの整備を推進してまいります。

港湾施設改良費では、久礼港で岸壁の耐震補強工事を行うほか、高知港など5港で施設の長寿命化計画工事を、4の港湾環境整備事業費では、高知新港で高台企業用地を活用しまして緑地を整備することとしております。

5 国直轄港湾事業費負担金は、高知、須崎、宿毛湾港、室津港で、国が進めます防波堤の延伸や粘り強量化に係る県の負担金でございます。

559ページをお願いします。

ここからが海岸費となります。農林水産省が所管します耕地、農地のことですね、農地の耕地や漁港海岸、国土交通省が所管します河川や港湾海岸で地震、津波対策や高潮侵食対策を進めてまいります。

最下段、1目海岸費の559ページから563ページにかけましては、堤防や水門などの管理、海岸への漂着物や海岸へ流れた漂流物の処理、避難施設の整備などに係る経費を計上しております。主なものについて説明させていただきます。

561ページをお願いします。

下から3行目、津波避難施設工事請負費は、手結港海岸でヤ・シィパークを訪れる海水浴客等を対象にしまして、津波避難タワーを整備するものです。

562ページをお願いします。

一番上の12港湾海岸調査費は、高知港海岸で堤防の耐震補強工事を進めるための海岸保全区域の確定測量を行い、14高知港排水施設維持管理費では、浦戸湾内にある堀川や竹島、横浜、十津、江ノ口、5つの排水機場の管理委託や維持管理を行います。

下から3行目の16海岸陸こう等常時閉鎖推進事業費では、地震、津波対策として陸閘の常時閉鎖を加速化することとしております。

563ページの2目耕地海岸保全費の説明欄の1津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、宿毛市の大深浦海岸及び南国市の十市前浜海岸で堤防の耐震補強を、2の老朽化対策緊急事業費では、須崎市の福良海岸ほかで堤防の長寿命化計画を策定することとしています。

3目漁港海岸保全費の説明欄1の高潮対策事業費では、宇佐漁港海岸の竜・井ノ尻地区で堤防の耐震補強を推進するとともに、2津波・高潮危機管理対策緊急事業費について室

戸市三津漁港海岸などで堤防の補強等を行うこととしております。

564ページをお願いします。

説明欄上から2行目の5市町村管理漁港海岸保全事業費は、野見や穴内、春野漁港海岸で市が実施します高潮対策事業等に関する補助金です。

4目河川海岸保全費の説明欄1高潮対策事業費では、宿毛市で長期浸水対策とあわせて堤防の耐震補強設計に着手するとともに、野根や岸本海岸で離岸堤の整備を、2の侵食対策事業費では、安芸市の西浜海岸や室戸市の岩戸海岸で離岸堤の整備などを行うこととしています。

6国直轄河川海岸事業費負担金は、国が進めます高知海岸での堤防の耐震補強工事に係る県の負担金でございます。

565ページ、5の港湾海岸保全費、説明欄の1高潮対策事業費では、高知市の若松町地区などで海岸堤防の耐震補強を進めるとともに、奈半利港海岸では堤防の新設工事を、宿毛湾港海岸でも長期対策とあわせて堤防の耐震補強設計を行いまして、一部で工事に着手することとしています。

5国直轄港湾海岸事業費負担金は、28年度新たに予算計上するものです。

部長からも説明がありましたように、南海地震津波から県都高知市を3つのラインで守る、いわゆる3重防護による対策を国直轄海岸事業で進めるために必要な県の負担金です。3月3日の高知新聞報道にもありましたように、高知海岸が国の平成28年度の新規事業箇所として新規事業採択時評価手続に着手され、本日の16時から国土交通省内で事業効果などを評価します委員会が開催されることとなっております。国はこの評価結果を踏まえまして、28年度予算案に関連事業費を計上するかどうかを判断することとなっておりますが、予算化されることを想定しまして、28年度県当初予算に予算を計上させていただいております。

566ページから567ページにかけましては、28年度に災害が発生した場合に対応するための経費を計上しております。

続きまして、港湾整備特別会計について説明いたします。

830ページをお願いします。

まず、歳入予算の1目使用料は、野積み場などの港湾用地や荷役機械等の使用料収入で、2目財産収入は、上屋等の貸付収入です。

3目諸収入は、港湾用地や荷役機械等を整備した際に借り入れた起債を償還するための一般会計からの借入金でございまして、4目県債は、起債の償還に係る借入金となっております。

831ページをお願いします。

歳出予算について説明いたします。

1 目港湾整備事業費、説明欄の1 港湾施設維持費には、高知港にあります上屋や倉庫などの修繕に要する経費と、2 高知新港管理運営費には、特別会計で整備した施設の指定管理に係る経費のほか、高知新港のガントリークレーンやシップローダーなどの点検、修繕に要する経費を計上しております。

832ページの説明欄の3 地方債元利償還金は、埠頭用地や荷役機械の整備に係る起債の償還金でございます。

以上で28年度当初予算についての説明を終わります。

続きまして、27年度一般会計補正予算について説明させていただきます。

資料④議案説明書補正予算の315ページをお願いします。

歳入予算につきましては、国の補正や内示差額に関するもので、内容は先ほど説明しました当初予算と同様ですので、説明を省略させていただきます。

317ページをお願いします。

歳出予算につきましては、説明欄で主なものを御説明させていただきます。

2 目港湾費、318ページの説明欄3 港湾整備事業特別会計貸付金は、特別会計の収入が当初の見込みを上回ったことから、一般会計からの貸付金を減額するものです。

3 目港湾建設費の減額は、全て内示差額によるものです。増額につきましては、国の補正を受けるものでございまして、説明欄2 地方港湾改修費では、佐喜浜港や下田港で防波堤の整備促進を、5の直轄港湾事業費負担金では、高知港、須崎港で防波堤の延伸工事を推進するための県負担金を計上しております。

319ページからが海岸費となります。減額は、主に内示差額によるものでございまして、増額は、港湾と同じく国の補正を受け入れるものです。増額分につきましては、主な事業を説明させていただきます。

320ページをお願いします。

4 目河川海岸保全費、説明欄最下段の5 国直轄河川海岸事業費負担金は、直轄耕地海岸で堤防の耐震補強を促進するための県の負担金でございます。

321ページ、5 目港湾海岸保全費、説明欄1 高潮対策事業費は、高知海岸や奈半利港海岸で堤防の耐震補強を、2の津波・高潮危機管理対策緊急事業費では、久礼港や佐喜浜港海岸で水門の改良や陸閘の改良を進めていくこととしております。

次に、繰越明許費について説明いたします。

323ページをお願いします。

まず、追加の主な事業について説明させていただきます。

7 項港湾費の港湾単独改良費は、高知新港で臨港道路の切りかえ工事に当たり、道路利用者や仮設道路の利用者との調整に日時を要したことにより繰り越しを、港湾維持修繕費は、浦戸湾での泊地しゅんせつに当たり造船事業者との工程調整に日時を要したことによ

り繰り越しをお願いするものです。

港湾施設改良費は、奈半利港や久礼港などで岸壁の改良を行うに当たり、利用者との工程調整や軟弱地盤対応に日時を要したことにより繰り越しをお願いするものです。

8項海岸費の市町村管理漁港海岸保全事業費は、市町村工事の遅延による繰り越しでございます。

河川海岸侵食対策事業費は、西浜海岸で他の工事のブロック製作ヤードについての調整が必要となったことなどによる繰り越し、港湾海岸津波・高潮危機管理対策緊急事業費は、先ほど説明しました久礼港海岸や佐喜浜港海岸で国の補正を受け入れたことにより繰り越しをお願いするものです。

324ページをお願いします。

繰越明許費の変更でございます。

変更につきましても、国の補正を受けたことが主な原因でございまして、7項港湾費の地方港湾改修費では、下田港や佐喜浜港で補正を受けたことにより増額を、8項海岸費の最下段、港湾海岸高潮対策事業費も、高知港海岸や奈半利港海岸で国の補正を受けたことにより増額をお願いするものでございます。

最後に、港湾整備事業特別会計について説明させていただきます。

450ページをお願いします。

説明欄の1港湾施設維持費は、水道の使用料が計画を下回ったために減額をお願いするもの。1高知新港臨海土地造成事業費は、高知新港高台企業用地に関するものでございまして進入路の一部の工法を見直したことで、企業用地内道路の整備を進出企業が決まった際の配置要望に応えられるように後年度としたことによる減額でございます。

452ページをお願いします。

繰越明許費でございます。

2目臨海土地造成事業費は、高知新港埠頭内の排水処理工事に当たりまして、大型客船のバスヤードや臨港道路との整備工程の調整などが必要になったこと、また海面への排水位置につきまして港湾利用者との調整に日時を要したことから繰り越しをお願いするものです。

以上で港湾・海岸課の説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎中内委員 プレジャーボートの騒動はもう済んだかね、プレジャーボート。騒動、昔のようにごたごたはないかね。

◎中城港湾・海岸課長 プレジャーボートにつきましては、適正である港湾の利用に向けて、今でも高知港、須崎港などを中心に一生懸命取り組んでおるところでございます。

現状を申し上げますと、高知港で言いますと、仁井田ボートパークに320ありまして、

70%ぐらいまで入庫利用することとなっていますし、堀川のボート、もう90%近く利用されることとなっております。高知港内部、須崎港の一部、まだ放置艇禁止区域をかけずに放置されておるところもあるんですけど、その中でもやっぱり港湾活動に影響のあるところについては、新たな係留施設、係船環とかタラップを設置して、そこに誘導していく取り組みをしておるところです。

話題になっておりますのは、騒動というほどではないんですけど、お年の方も結構おられるんで、自分の船はできるだけ家の近くに置いて、仁井田ボートパークまで持って行って、高いお金取られて使うのはちょっと厳しいというお話もございますし、移りたいにしても、自分の持っている船が仁井田ボートパークの施設規模に合うかとか、そんな問題は出てきております。特別、今港湾施設内でのプレジャーボートのいさかいとかということも起こっておりませんし、漁港内では宇佐漁港だけで指定管理施設を導入しまして、漁協が中心となっているような管理をしてくれております。

宇佐漁港内でのプレジャーボート対策につきましても、漁協と利用者とのトラブルもないと聞いています。

◎中内委員 その浦ノ内はどうなるんですか。

◎中城港湾・海岸課長 現在、我々のところで、浦ノ内についてトラブルがあるとは聞いておりません。浦ノ内湾奥部について、いろんな要望は来ておりますけれど、それほど大きな問題となってないです。

◎中内委員 ちょっと聞き間違いかもわからんけど、何か騒動じゃないけど、そういう動きがありゆうようにちらっと聞いたもので。まあ、うるさい仕事じゃと思いますけど、頑張ってください。

◎久保委員 3重防護、本当にきょう4時から評価の委員会があるということで、本当にこれは高知市民にとったら、すごい朗報だと思います。で、今この8,300万円余の負担金、565ページ、ありますけれども、事業費ベースで言うたら幾らぐらいになるんですか。

◎中城港湾・海岸課長 事業費ベースで言いますと、5億円を要求しております。

◎久保委員 その負担金がこれですか。その中身はどんなもんですか、事業費の。

◎中城港湾・海岸課長 本年度のお話ですか。

◎久保委員 この負担金に合わず事業費の中身。

◎中城港湾・海岸課長 もし予算化されますと、一番整備の急がれる第2のライン、三里、種崎の防潮堤のラインです。それから湾口部の防波堤の整備、そこら辺にかかっていこうと思っています。事業費5億円ですので、まず設計から入りまして、高知新港西側の防潮堤の整備に着手したいということにしております。その事業を円滑に単年度から進めていくためには、やっぱり県、市の連携もすごく大事でございまして、今回は補正予算で

説明しましたように、そこら辺の種崎での海岸事業を円滑に進めていくために、海岸保全区域の確定測量もこの予算で計上しまして、順次工事が進んでいくように準備を県としても進めております。

◎久保委員　ハード、ソフトもということですが、3重防護の全体事業費と、あとスパン、年限はどれくらいの期間を考えておるんですか。

◎中城港湾・海岸課長　本日の4時からの協議会の中で、国のほうで整理して公表されると思うんですが、我々、かちっとした数字は今国から情報として聞いておりません。ただ、浮上式のときに出た事業費で言いますと六百三十億円強が出ていました。それを超えない予算になるかと思っておりますし、整備期間につきましては、高知県の海岸堤防の整備につきましては2030年、平成40年前後をめどに何とかしまいを付けたいと思っておりますので、そこら辺までには、何とか3重防護直轄事業につきましてもお願いしたいという要望を上げております。

◎久保委員　そうよね、2030年ぐらいをめどにということ、今から十五、六年、30年以内に70%から80%ぐらいの確率で襲ってきますんで、なるべく15年くらい先には完成できるように、自分たちも頑張りますんで、一緒をお願いします。

◎横山委員　港湾の建設企業の育成というか、いつか港のほうで仕事がなくなってきた地元業者が厳しい状況にあったんですが、まずやってもらうことが第一で、一番ありがたいことですが、こういう機運に乗って、長い海岸線がある本県ですから、港湾建設事業者の育成という観点を持ってぜひ取り組んでいただけたら、ありがたいかなと思いますけれど、その点どうでしょう。

◎中城港湾・海岸課長　高知県内にも、一定漁港の整備、港湾の整備進んできたことから、一時期全体事業費、海洋土工事の予算が下がったことはございました。最近、また地震、津波対策で事業費上がってきておりますけれど、そこら辺の将来計画を見通せない、起重機船100億円近く、何億円単位でかかってきますもんで、なかなかその設備投資もできないということが聞かれます。昨年度から、やはりもう少し港湾、漁港の建設業界に加わっておる業界の方とも意見交換をもう少しすべきということで、漁港課と港湾・海岸課で向こうの意向も受けまして、意見交換会を毎年1回開催しております。そこで長期的にどんな事業があるのかと聞かれます。それは、港湾は一応奈半利港なんかも昨年度予算化させていただいて、消波ブロックを不透過堤にかえていく準備を始めたんですけど、来年度から予算要求はしてまして、それを完成するとすれば何年ぐらいかかるかとか、今回説明しました中に東第1防波堤、高知新港の東第2南防波堤、直轄やるにしても、やっぱり東第2防波堤という県の事業も静穏度のために必要やと。それについても、県全体の予算状況を見ながら昨年度から着手していただきまして、今後こういう形で進めていきますという情報提供は、その後させていただいています。

◎横山委員 港湾整備は、ハード、ソフトともにすごく特殊というか、本当に大事にせないかん。健全な発展、持続可能性を獲得してもらわないかん業界やと思うんですが、またぜひその視点も持ってよろしくをお願いします。

◎中城港湾・海岸課長 まさにそのとおりでございまして、南海トラフ地震が発生しますと、道路啓開は最も重要な作業になりますけれど、やっぱり海上からの緊急物資の輸送、あと復興資材の海上からの輸送、すごく大事になります。そのときに作業船が全然いないということになれば、全く道路啓開、緊急物資輸送もできませんし、今いろんなことができない場合は、瀬戸内からどういう形で持ってくるかについては、四国整備局と協議しているところですけど、やはり地元作業船があることが大事で、そのときも大事だと思いますので、それは検討してまいります。

◎前田委員 高知新港ですけども、今後さまざまな形で、受け入れであったり、物品等を配備、出していくとかいろんな経緯はありますけれども、前々から申し上げておりますように、あそこは全面的な釣りの禁止になっていると思うんですけども、何らかの安全対策を施して、限定的に現在の規制を一部でもいいんで緩和してもらいたいという意見が市民、県民から実はありまして。非常に難しいのは、前回僕が質問させてもらったときには、入国の管理がどうのこうのという意見がちらっと出ていたような気がするんですけども、その点についてぜひ前向きな検討をできないものなのか、本当に今後一切あそこは釣りをしてはいけない状況がずっと続き得るのかどうか、そこら辺、教えていただければ。

◎中城港湾・海岸課長 以前、国際的な貨物が入ってくるからだめだというお話はあったかと思います。それは岸壁をSOLAS、国際的な船舶が入る岸壁に指定して、その入ってくる方々の、乗組員の出入国管理もありますし、車がどういうふうに動くのか、そういうのをバリケードで全部閉鎖しながら一つ一つチェックしていきます。そういう中に釣り客がおるのは非常にまずいことで、SOLAS、国際保安に関する法律の中での施設、その運営については、もう釣りは難しいと考えています。

ただ、今工事中の区域が多くございます。さっきの津波防波堤もそうですし、高知新港の防波堤もまさにそうです。後ろの船だまりのほうにつきましても、いよいよ東第1防波堤を次にかかっていく。工事中はもちろん、これは釣り客には進入禁止という措置をとらせております。

ここは、国のいろんな動きもありますし、釣り堀公園として利用させているところもあります。国全体の話も聞きながら、そこら辺、もし安全に使えて港湾漁業活動に支障のないところについては全てだめじゃなくって、検討していく価値はあろうかと思います。

◎坂本（孝）委員長 土佐湾の入り口へ堤防が2つできると。その効果もあると思うんですけど、浦戸湾で堤防をかさ上げしていくわけですね。かさ上げしたら何メートルぐ

らいになるか。それが湾の入り口にも2つ堤防ができたとして、逃げる時間もできるわけですが、その何メートルかの堤防でやっぱり超えてくる可能性もあるがですよ、そこから辺はどうお考えですか。

◎中城港湾・海岸課長 堤防自体は、広域沈降とか液状化を見ながら、L1津波が来た際にも超えない高さで整備をいたします。L2になれば、これはどうしても超えてしまえますけれど、L1については超えない高さでしっかりやっていきたい、守っていきたいと考えております。

◎坂本（孝）委員長 それと漁協ですよ、高知市、それから十市とか漁協がありますよね、その漁協との話はどんな形になっていますか。

◎中城港湾・海岸課長 ちょっと話が変わるかわかりませんが、十市漁協、浜改田漁協の話をお聞きすると、水産物なんかの振興施設の建設について協議されているということで、高台企業用地の中にも行きたいという意向も聞いています。そういうところであれば避難の問題も出てきますし、あと、一般的な漁協は臨海部にすぐあるわけで、そこでの避難施設は、港湾区域であれば、やはり漁業者であったり漁業活動する方であっても、港湾管理者がしっかりと避難施設はつくっていかなくちゃいけないと国の方針になっています。その要望がありましたら、相談に乗っていきたいと思っています。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で港湾・海岸課を終わります。

これで土木部の議案を終わります。

《報告事項》

◎坂本（孝）委員長 続いて、土木部から4件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

まず、「高知市に譲渡した排水機場の電気料金の誤払いについて」土木企画課の説明を求めます。

◎野並土木企画課長 よろしくお願ひいたします。

昨日、部長から説明がありましたけれども、高知市に譲渡した排水機場の電気料金の誤払いについて、改めまして土木企画課から御説明させていただきます。

土木企画課のインデックスのつきました報告事項資料をごらんくださいますでしょうか。

概要でございます。

初めに、この排水機場について御説明をさせていただきます。

この施設は、左右エ門第2排水機場と申しまして、3ページをお開きください。上の地図でございますが、矢印で示してございます6の丸でございます。このとおり、高知市高須舟入川の右岸、県立美術館の西隣に位置してございます。下の写真の建物の左側、白っ

ばい建物のほうが第2排水機場となつてございます。

また1ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

この排水機場は、浦戸湾東部流域下水道高須浄化センター及び県立美術館建設に伴いまして、湛水区域が減少し、貯留機能が低下することに対しましてポンプを増設し、機能の確保を図るもので、原因者であります高知県が建設を行ったものでございます。

この排水機場の整備によりまして、平地であります当該周辺の浸水被害を軽減しますとともに、背後に位置してございます大津バイパス県道高知南国線でありますとか、五台山道路県道高知北環状線といった幹線道路、また高須浄化センターや県立美術館等の保全とか機能の確保にも大きく貢献をしておるところでございます。

それでは、今回の誤払いの確認に至った経緯、また事実が判明した後の対応等につきまして説明をさせていただきたいと思ひます。

この排水機場は、昭和62年ごろから工事に着手してございまして、工事が完成した翌年の平成4年度に協定を締結し、内水処理対策を行っております高知市のほうに施設を譲渡しております。平成27年5月に電気契約の変更に係る入札準備で、設備の更新等によって電力量に変更がないかどうか、個別の契約ごとに確認を行ってございました中で、排水機場が市の管理するものであることがわかりまして、本来高知市が支払うべきであった電気料金を、県が支払っておることが判明したものでございます。

続きまして、誤払い判明後の対応についてですけれども、書類の保存期間を経過しておりますして、過去の事実が不明確なことから、支払い事務等を行ってまいりました高知土木事務所及び施設を管理してございます高知市耕地課とで、電力会社の協力も得ながら事実の確認を行ってまいりました。その結果、電力会社の記録からですけれども、平成17年4月分以降の料金が確認できまして、平成17年4月分から平成27年9月分までの電気料金が、3ページをごらんいただけますでしょうか。下段の料金表、①覧の最下段になりますけれども、1,574万2,857円と判明をいたしました。しかしながら、16年度以前の電気料金を確認できる記録は、県にも、それから電力会社のほうにも残っておりませんでした。

また、1ページのほうにお戻りいただけますでしょうか。

高知市とは、支払い実態の確認でありますとか協定の内容の確認、協議を進める中で電力料の支払いの事実がある程度確認できたことから、平成27年10月分から名義の変更を行いまして、高知市が支払いを開始してございます。したがいまして、平成4年度から平成27年9月分まで、県が電気料を誤って支払っておったということになろうかと思ひます。

この電気料金相当額の返還の同意と返還額の確定に向けまして、2ページでございますけれども、参考の2「高知市との協議を含む経緯」にございまして、平成27年10月以降、協議を本格化してまいりました。

再度、1ページにお戻りいただけますでしょうか。

2の(3)でございますけれども、協議を重ねる中で県の法律相談員とも相談しました結果、県が支払ってまいりました電気料金は市が受けた不当利得として、民法に定める不当利得の返還請求権の時効消滅とされない10年分について返還請求を行うことといたしました。

この考えをもとに、さらに高知市と協議を重ねました結果、平成17年10月分から平成27年9月分の10年間の電気料金1,501万1,992円になりますが、再度、3ページ目の下段の電気料金表をごらんいただけたらと思います。②の欄に書いてございます1,501万1,992円、これを返還金額としまして、本年中にこれを支払うことを、この平成28年1月末に双方で確認を行いました。

具体的な返還手続につきましては、本年度中、27年度内に市から県へ納付が完了することとなっております。

続きまして、2ページをおあげいただけますでしょうか。

一方、参考の1でございます。施設を譲渡した際に、この参考1にありますとおり、将来にわたって高知市に維持管理をお願いするために、公共補償基準要綱に基づきまして、排水機場の耐用年数である15年分の維持管理に必要となる経費を算定しまして、補償金として、ここにございますとおり3,155万9,661円支払ってございます。

この補償金は、この施設の機能を維持しなければならないという県の一切の責務を転嫁するために、県が将来施設を管理することとなる市に対して渡し切り、一種の手切れ金として支出を行ったものでございまして、その使い道というか用途は、お金を受けました高知市さんのほうに委ねられておるといものになってございます。

したがいまして、事後において補償金の返還を求めることは、その性質上、なかなか困難な状態になっております。しかしながら、県が平成4年から支払い続けて、時効により返還されないこととなった電気料金は、この補償金の算定期間と重複してございます。このことから、高知市には譲渡した際に締結した協定、これに定めてございます協議ができるという項目がございますけれども、この内容によりまして補償金の返還の可能性の打診を行いました。高知市からは、この参考の2の2月の下段にございますとおり、補償金は永年的に施設の維持管理を請け負うために受領した費用であるということで、返還に応じることはできないという回答をいただいております。つまり補償金の返還は、高知市に自主的な返還を求めても困難であったということになりました。

こういう状況で県民の皆様には、公金がどこに使われたかという疑問が残ることになると思います。それに対しましては、高知市は施設が譲渡され、補償金の算定期間でありまして15年が経過した後も現在に至るまで9年間、合計で24年間、この施設の維持管理を行っておりまして、この間、98豪雨以外は特に大きな浸水被害等も生じていないことから、この施設は適切な維持管理が行われておったというふうに考えます。

したがいまして、譲渡時に支払いました補償金、それと合わせて返還されないこととなったその電力料金は、この施設の維持管理に使われていたとしますと、譲渡以来現在に至るまで24年間、適切な維持管理による効果を生むこととなり、県の支出公金というのは、公共の福祉のために使われたことになるのではないかというふうに考えておるところでございます。ただ、しかしながら、譲渡された施設の電気料金の支払いを行っておったということは事実でございます。この不適切な事務処理に対しましては、改めておわびを申し上げたいと思います。

最後に、再発防止に向けてですけれども、この事案が発覚しまして、全土木事務所に対して全ての施設に同様のような事例がないか確認を指示し、調査を行いました。その結果、同様の事例はございませんでした。

2月16日に開催しました土木部の所属長会議において、この事案の情報を共有しまして適正な処理に努めるよう、さらには適正な施設の維持管理に努めるよう周知を行ったところでございます。

また、この議会の終了後、土木部の各所属に対しましては、改めて文書で周知をするとともに、電力の自由化に伴いまして、今後定期的な入札時などがチェック時期になりますので、こういったたびに事務処理のチェックを促していくようにしてございます。

説明しましたとおり、法律に基づきまして、請求が可能な最大額で返還を高知市に求めまして、高知市のほうは返還に応じることとなりましたが、十分な確認がされない状況で、譲渡した施設に電気料金を支払い続けた不適切な支出に対しましての批判は、やはり免れないものがあるというふうに思っております。

改めまして、議会を初め県民の皆様には深くおわびを申し上げるところでございます。申しわけございませんでした。

以上で報告を終わらせていただきます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

◎前田委員 高知市にとってみれば不当利得ということでございますけれども、県とすればどういう扱いになりますか。高知市にとりましては1,500万円の不当利得ですけれども、県とすれば先ほどの御説明であると、一切の維持管理をお願いするに当たって手切れ金として3,155万円、この補償金をお支払いされた後も電気料金として、恐らく推計で1,800万円相当のお金プラス1,500万円で、合わせて3,300万円ぐらい、県が払っているという話になると思います。1,500万円返還していただいても、1,800万円は、市が本当は払っていないやいけなものを県が払っていたことになると思うんですけれども、その点はどうにお考えですか。

◎野並土木企画課長 高知市の不当利得に対して、やはり県が過って払った電気料ということになるかと思っております。それが高知市には不当利得になる。不当に得た利得になるん

です。

◎前田委員 高知市にとりましては、そうですよ。

◎野並土木企画課長 県は、四国電力に電気料金を請求されて、電力料を払っておるわけでございますので、県としては電気料金を支払ったという形になろうかと思えます。

◎前田委員 損失になりませんか。本来市が払うべきものであったものが、県がお支払いされていたということであれば、県とすれば、そこは損失にはならないんですか。

◎野並土木企画課長 最後にちょっと説明をさせていただいたんですが、そういうとり方もあると思うんですけども、今のところ県の考え方としては、返還されないこととなった電気料金、それから施設を譲渡するときにお支払いした補償費も、基本的には譲渡してから今に至るまで高知市がずっと維持管理してくれていまして、その中で、基本的に維持管理の中に活用されたものであると考えていまして、それで高知市は、施設の維持管理は適正にして、当然、周囲の浸水の軽減ですとか、浸水の防止にも生かされとるわけで、一応効果が上がって有効に利用されているという考えでいくと、損害を与えたとまでは、今うちのほうでは考えていないんですけども。

◎前田委員 いや、本当に適切に運営実態といいますか、それが機能して排水をやっていたというのは重々理解しているんですけども、そうではなくて手切れ金として補償金をお支払い、一切のお願いしますということでお渡しをしている。でも、補償金の返還を高知市のほうに依頼をしておりますけれども、本来であれば電気代の返還を全額、今までの分お願いできませんかという形にするべきと思うんですけども。

◎野並土木企画課長 当然、交渉協議をする中で時間が、実はこの時期まで報告がかかっているのは、協議をしているんですが、その中で当然高知市には、金額が実は半分以上わかりませんので、そこについては何ともしようがないんですけども、電力を通じてわかりました電力料金については、高知市に返還を全部は求めています。当然のことながら。

◎前田委員 全額を、請求をされたということですけども、確かに御説明の中でも、1円単位でこの金額を全額出すことって恐らく難しいと思うんですけども、料金単価というものが多分あると思えます。これのデータ自体は残っているはずですが、四国電力には、使用量がほとんど、大体毎年誤差の範囲があると思うんですけども、使用量から料金単価の推移を計算すると一定かなり近い金額、電気料金ははじき出せるんじゃないかと思うんですけども、その点の交渉は、高知市または四国電力を入れての話し合いはあったんでしょうか。

◎野並土木企画課長 当然、調べれることは調べているんですが、実は家庭なんかと違いまして、この資料の3番を見ていただきたいんですが、毎年毎年出水状況とか降雨の状況によって、やっぱり電気料金全然違っていていまして、根拠のあるデータは、やっぱりなかなかお示しすることができない。それにかわるのは、今言いましたように、返還されない電

気料金と補償金が重なっている形になっていますので、金額がある程度はつきりして、何かを求めるとすれば補償金のほうということで、県は補償金をお返しただけませんかという相談を高知市に、この2月にも行ってございます。ただ、それでも高知市は補償金の性格が、今言いましたように、基本的には平成4年からずっと維持管理をしていくためにもらった金だと、高知市はこの2月にも主張されていますけれども、そういう趣旨の金である。また、もともと補償金というのは、本来そういうお金でございまして、それについて法律の相談も行いまして、要は弁護士の判断をいただいたんですけれども、やはり補償金はそういう性質の費用でありますので、なかなか返還がいただけないということで、補償金も事実上、返還は難しいということになったときに、ただ、補償金は、今回非常にこれややこしくしていますのは、補償金の算定の期間が15年間です。補償金は、要は施設を移譲してから、それから後の維持管理のお金を、まあ言うと、そこで今手切れ金と言いましたけど、それから先の維持管理をお任せするために決められたお金なものですから、高知市はこれをどういうふうに使おうが、例えば最初にがばっと使おうが、要は30年間、40年間小分けにして使おうが自由なお金ということで、たまたまその算定期間が15年重なっているということで、非常にこう疑いというか重複している分が、二重払いみたいなイメージがあるんですけれども、補償金の性格からいくと、それがためになかなか返還を求めることはできない。ところが、その上でもなおかつ協議に基づいて、何とかありませんかと一応御相談申し上げたところ、高知市のほうからは、やはり補償金の性格を理由に、なかなか返還が困難ですという答えをもらって、なかなか払った電気料金を不当利得として請求することも、法律の時効が成立しておる関係で無理だと。それから補償金も、性格上無理だと。ただ、そういう中で、少しでも支払いしたお金がどういうふうに使われているかを明確にするために考えましたときに、補償金というのはずっと続いていくものですので、そのためにお払いしているので、今高知市のほうは、4年に譲渡を受けてからこの27年まで24年間、もう既に施設を管理しています。この24年間でも、恐らく高知市が支払ってきた維持管理費は、多分うちがお払いしている補償金とか電気料金よりも、はるかにお金がかかっているということで、その維持管理のほうに回されて活用いただいて、基本的に浸水被害の軽減とか浸水の防止につながっておるという理解の仕方を、きょうは御説明したところでございます。

◎前田委員 県として、県のお金が、はっきり言えば高知市に、払わなくてもいいものを高知市に不当利得として出した部分と、先ほど御説明あった二重という部分があるんです。これは、恐らく高知市外の残りの33市町村から考えますと、完全な損失です。だって、高知市に不当利得を与えてしまっているわけですので、高知市は喜びます。高知市は、本来払わなくちゃいけないお金を払っていない、払わなくて済んだわけですから、だけれど33市町村から比べると、そこから見ると、恐らく本来もっと違うことに使えたであ

ろうお金であることは間違いないと思います。確かに、どこかに落としどころがあって、たくさんの協議をされたとは思いますが、幾つかやはり納得のできない部分が残っていると考えます。

◎野並土木企画課長 おっしゃるとおりだと思います。確かに県、市問わず、いわゆる公共事業の中で、公共サービスの中で使われたということで、効果があったという話ですが、確かに高知市以外の県民の方には、考えようによったら損失ともとれないことはない、当然思います。

ただ、先ほどちょっと効果のところの説明をさせていただいたんですが、実は背後には大津バイパス高知南国線とか五台山道路高知北環状線、当然のことながら高須浄化センター、これは高知市の東部と南国市、それから香美市の生活排水の処理をしてございます。それともう一つ、非常に県内の文教施設として美術館もございまして、こういった施設が保全されているということは、県の広い範囲、またいろんな分野には一応効果が上がっていると。ですから、確かに不適切な支出は行って来たんですけども、その中のかなりの部分は、そういう形で県民の受益にも、効果にもつながっておるんじゃないかと考えてございます。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

次に、「平成28年度建設工事入札参加資格者について」建設管理課の説明を求めます。

◎小松建設管理課長 私のほうから、平成28年度建設工事入札参加資格者についてと、委員長、次も、一括して御説明差し上げてよろしいでしょうか。

◎坂本（孝）委員長 はい。

◎小松建設管理課長 あと、平成28年度入札・契約制度改正について、あわせて御説明をいたします。

報告事項の建設管理課のインデックスのついたページをごらんいただきたいと思えます。

建設工事の入札参加資格者につきましては、毎年この時期に御報告もさせていただいておりますところでございますけれども、その1ページでございますのが平成28年度、来年度の県内建設工事の入札参加資格者についてでございます。

建設工事のランク別事業者数を、土木一式工事、建築一式工事のほか、その他の専門工事を含めまして28業種のランクごとの事業者数を取りまとめてございます。

入札参加資格者の28年度の実事業者数は、1の表の右の下にございますが、全体で1,370社、27年度との比較では23社の減となっております。左上の土木一式工事をごらんいただきますと、28年度の土木一式工事の入札参加資格者は全部で885社で、27年度との比較では15社の減となっております。そのうちA等級業者は24社で、27年度との増減はございません。B等級の事業者は5社増加しておりまして、C、Dの事業者はそれぞれ減少

しております。

下の表の2に土木一式工事における事業者数の推移を年度ごとに参考として示させていただきます。

次の2ページをごらんいただきたいと存じます。

上の表が平成28年度建設工事ランク基準表でございます。これがいわゆる建設工事において格付を実施する際の点数の基準でございます。格付につきましては、建設業法に規定する経営事項審査の総合評定値と、県独自の評価項目におけます地域点数の合計点により行っておりまして、そこに示してございます点数を基準として格付を行っております。この基準は、27年度の格付と同じでございます。特に変更はございませんが、例えば土木一式工事においては、1,200点以上がA等級というふうになってございます。

下の欄につきましては、工事の規模によりどのランクの事業者を対象とするかを定めた発注標準でございます。これも、本年度と来年度に変更はございません。例えば土木一式工事では、A等級業者への発注標準は7,500万円以上ということにしております。

続きまして、3ページでございますけれども、平成28年度の入札・契約制度改正について御説明をさせていただきます。

まず、1の工事費の内訳書の提出に関する改正でございます。

これにつきましては、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、入契法というふうと呼ばれる法律でございますけれども、これの改正に伴いまして、27年度から入札の際には内訳を記載した書類を提出することが義務とされております。提出した書類の内訳書に不備があった場合には、入札においては失格となる扱いとなりますけれども、県では27年度に限って、経過措置として予定価格が500万円未満の小規模な工事に限っては、提出後の内訳書の修正を一定認めることということで、経過措置を講じておりましたが、1年経過いたしましたので、28年度からは経過措置を廃止いたしまして、他の規模の工事と同様の扱いにすることになります。

2の入札公告中の設計内容の軽微な変更でございますけれども、これは既に27年2月から試しに行うもの、試行として実施しておりまして、それを本施行としようとするものでございます。一般競争入札の公告後に設計内容の軽微な変更が必要と判明したような場合に、入札の公平性に支障がないと判断されるものについては、変更した内容を入札参加者に通知した上で、それを取りやめることなく続行することができるということにするものでございます。

設計における数量、単価の端数の処理などの誤りなど、軽微な誤りによって入札を取りやめて、改めて入札をやり直すということになりますと、事業のおくれでございますとか、また入札参加者にも大変御迷惑をおかけすることになりますので、入札の公平性に特に支障がない軽微な変更の場合は、訂正すべきところを訂正した上で入札を継続できるよ

うにするというものでございます。

次に、3の入札公告例で示す入札参加資格の見直しでございます。

建設業法の改正によりまして、建設業の新規許可及び更新が認められないものの要件として、暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が追加されましたことに伴いまして、既に平成27年度から契約書には契約解除の要件、いわゆる契約をしないための要件としてこのことを定めておりますが、なお、公告例でこれをしまして、公告の際にこのことを明示して、さらなる明確化を図ろうとするものでございます。

続きまして、4の総合評価方式の評価基準の変更でございます。

入札において落札者を決定する仕組みといたしまして、価格に加えて、それ以外の要素、例えば技術力や地域性などを総合的に評価する総合評価方式を、請負対象金額5,000万円以上の建設工事などで、原則として実施しております。総合評価方式の運用に当たりましては。

◎坂本（孝）委員長 説明の途中ですが、ただいまから東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするために、1分間の黙禱をさせていただきます。

御起立をお願いします。

黙禱。

（黙 禱）

◎坂本（孝）委員長 黙禱を終わります。御着席ください。

それでは、建設管理課の説明を続行したいと思います。お願いします。

◎小松建設管理課長 それでは、4の総合評価方式の評価基準の変更について、改めて御説明をいたします。

総合評価方式の運用に当たりましては、有識者から成る総合評価委員会において評価方法等を定めることとしておりまして、より適正な評価の仕組みとなるよう適宜評価方法の見直しを行っているところですが、平成28年度は、その資料に記載してございますとおり、2項目について見直しを行うこととしております。

まず、表にございます一番上の①優良工事表彰の有無につきましては、28年度からの実施予定として、既に事業者の皆さんには周知をしてくれているところでございますが、評価対象期間を、これまでの過去7年間から5年間に短縮することといたしました。これは時代とともに進化する技術を適正に評価する観点から、他県の状況などを踏まえて評価期間を短縮するものでございます。

次に、②の技術評価点の配点の見直しを行うこととしております。総合評価方式では、当該工事の入札に参加する企業と、それと現場に配置される技術者を評価対象としております。これを、技術者においては技術力の視点から、また企業においては技術力と地域性、社会性の2つの視点から、それぞれに評価項目を定めて評価しております。

これまで技術者と企業の評価は、平成20年度に総合評価方式の本格的な運用を開始して以来、企業評価ではそれぞれ5点、5点、施工計画型では4点、4点と、それぞれ同じ点数に換算して評価することとしてまいりましたけれども、地域性、社会性に関する評価項目が多くなってきたということなどもありまして、技術力に加えて地域性、社会性の評価を行っている企業のほうを、技術力のみの評価の対象としております技術者の評価よりも、少しウエートを高くするという趣旨の改正でございます。これにつきましては、各地域地域の建設業協会の支部等の意見交換の中でも、少し見直したほうがいいんじゃないかという意見を多くもらっておりますので、その点も配慮して変更しようというものでございます。

最後に、27年度の取り扱いを継続するものについてでございますが、まず予定価格の事後公表につきましては、平成27年度から対象金額が1,000万円以上のものを対象に実施しておりますが、28年度もこれを継続することといたします。

次の独占禁止法の遵守に係る誓約書の特例の継続では、いわゆる工事談合以来、入札をしようとする工事の談合等に関与していないことを誓約する誓約書の提出を義務としておりますもので、これを継続いたします。

最後に、現場代理人の常駐義務緩和の継続につきましては、近年の建設工事における人手不足、技術者等の職の軽減策として、25年度に国において現場代理人の常駐義務の緩和策が出されたものに準じて緩和措置を定めたものでございますが、引き続きこの措置を継続するというところでございます。

以上で御説明を終わります。

◎坂本（孝）委員長 入札参加資格者についてと平成28年度入札・契約制度改正について、一括説明をしていただきました。これについての質疑を行います。

◎横山委員 総合評価方式の地域性、社会性でウエートを大きくしてくれたと。そして、9月に一般質問させてもらったときに、新たな土木部長をお迎えしということで、地域支部との意見交換会をこれからも行っていただきたい、生かすべき雇用は生かしていただきたいということでは言わせていただいて、早速こういうふうに反映していただいて、本当にありがたく思っております。

本当にこういうことは、この後、説明があろうかと思えます道路啓開のまた着実な履行とか、地元業者の本当のやる気につながってくると思うんで、また今後とも前向きな取り組みをよろしくお願いいたします。

◎小松建設管理課長 入札制度につきましては、よく事業者の御意見もお聞きしながら、入札・契約制度そのものの発注者サイドの考え方もございますので、そこらあたりのバランスをよくとりながら、適宜修正をしていきたいと考えております。

◎福田土木部長 今のお話について、私も昨年から支部の方々といろいろ意見交換をさせ

ていただいて、その中で、きのうの土森委員からも技術者の引き抜きの話があったときに、この技術者の評価が、今までさまざまな改良を加えていった結果として、技術者の評価のウエートがちょっと高過ぎるんじゃないかというバランス論の話も、実際に現場からありまして、今回、若干の見直しで、これをやったからといって技術者の引き抜きがなくなるとは、我々も思っははしませんけれども、少しでも抑制できるような方向につながると期待をしておるところでございます。引き続き、これ支部の方々とも意見交換を続けさせていただきます、改良すべきところはしていきたいと考えています。

◎中内委員 これ、部長にお聞きしたいのですが、土佐市の管内で、舗装業者が2社か3社しかありません。だから、中央西土木に聞いたら、公平な入札を望むということで、高知市内からの業者を10社ぐらい入れちゅうがです。それで全部もう同じ額の最低価格をはじき出して、全部それが指名へ入って入札して、最後はくじで全部当たるような、そういう形態をとちゅうがです。だから、土佐市の業者にしてみたら、それがいいならば、私たちも高知市の土木のそういうところへも呼んでもらいたいと、こう言うたら、やっぱりそれは土佐市へ来るような業者の人は、それはならんと一方的にはねつけてですね、不公平じゃと思うんですが、部長どうですか、見解は。

◎福田土木部長 大変難しい問題ですけれども、これは私も今回の議会で申し上げたとおり、地域の業者の方々の役割、重要性は十分認識しておりますということと、あと適正な競争性を持った入札をやらなければならないと、このバランスのところでは我々も悩みながら発注をしているのが実態でございますので、そこは御理解をいただきたいと言うしかないかと思ひます。

◎中内委員 どう御理解したら、いいわけ。

◎福田土木部長 土佐市でやられる場合においては、やはり競争性を確保するために、ある程度の数の会社を入札に入れなければならないし、高知市の場合だと、高知市の管内でその競争性が十分に今担保できるという観点で、今の入札を行っていると考えます。

◎中内委員 それが矛盾をしちゃあせんかということをお願いいたします。高知市のほうも土佐市の人、いのの人を呼んでくれたら、それはそれで済むけど、そうは、高知市のほうはいかんというのは、やっぱり業者がその境目と申しますか、そういうものはこうやって、くじ引き引いたら高知市の人ばかり当たると申しますが、それをちょっと課題として考えてみてください、一遍。

◎福田土木部長 これは難しい課題でございますけれども、引き続き検討させていただきます。

◎塚地委員 ありがとうございます。

入札参加資格で、それぞれ工事の規模とかによって違うんだと思うんですが、そのときにそれまでの工事实績ですよね、これこれがないといけないという工事实績が結構事

細かになっていて、そこまで細かく工事实績が問われないといけないのかなど。それ、どうも土木事務所によって、その中身が大分違うんじゃないかなというちょっと意見もあって、そこは各土木事務所で、そういう工事实績がないと資格ありませんよというのは、土木事務所ごと裁量があるもんなんですか。

◎小松建設管理課長 入札を行う際に、入札参加要件を定めるというものと、実績を問う場合はいわゆる総合評価において評価項目として入れて、そこで優劣をある程度つけるという場合の、2つのような工事实績を問うパターン等あると思うんですけれども。例えば、地域ごとに事業者の数でありますとか、コリンズというシステムを使って入札の実績を見るようなこともできますので、基本的にその際に余り過大な要件を加えてしまうと、入札参加する者が極端に少なくなってしまう。それは地域ごとにまた状況が違ってまいりますので、その状況を見た上で、あるときはもう少し要件を軽目にして多くの入札参加者を確保するようにするという場合もありますし、あるときはやっぱり地域性に配慮して、特に災害復旧工事等については余りきつい実績を求めると、地域の業者が参加なかなかできなくなるというふうな配慮の上で、その条件を緩和する調整をしております、そこは事業の規模に応じて、事務所で発注の場合は、事務所のほうの裁量である程度決めていただく形になっております。

◎塚地委員 ということは、土木事務所側にすると、工事实績大体わかっている。それに基づいて入札要件を決めるとなると、言うたら絞り込みができてくる。逆に言うのですよね、絞り込みができ過ぎるといふ弊害も出てくるんじゃないかというちょっと声もあつたりして、そこはどう。

◎小松建設管理課長 それは、いわゆる総合評価方式で評価する際の、いわゆる評価の項目の選択の仕方でも同じようなことが出てまいります。入札の競争性をある程度きちっと確保するという話と、それを余り絞り込み過ぎますと、特定の業者に一定常にどっかの業者が有利になってくるというふうな状況も出てまいりますので、そこらあたりは、いわゆる競争性を十分に確保しつつ、地域の事業者さん等にも受注機会の確保の面で配慮するというので、まさに部長も申しましたけれど、バランスをいかにとるかということで、ちょっと悩ましいところがございますので。たまたま境界上にあつて、もう少し緩和していただければ入札に参加できた業者さんにとっては、これはもうちょっと緩和してくればよかったのというふうな御意見は常にあるかと思っておりますけれども、そこは批判の受けることがないようなバランスをとりながらやっておるということで、御理解いただきたいと思っております。

◎横山委員 企業の総合評価の件ですけれど、BとBのJVでの応札が数年前からできましたよね。そういう場合も、要は地元管内のBのJVやったら当然こういう評価でということですよ、この6の評価が入るということですよ。

◎小松建設管理課長 総合評価でやる場合は、配点が5点、5点にあったのを例えば6対4にするのは同じでございます。

◎横山委員 そのBのJVのときらでも地元という、地域性、社会性という概念は適用されることになるわけですね。

◎小松建設管理課長 災害対応なんかのときのやつとして、Aランクの事業者を対象とする業者に対して、B、BのJVを入れるということですね。そのときに地域性の評価があれば、当然それは評価の対象になると思います。

◎横山委員 そういうことですね、どうもありがとうございます。

◎土森委員 今のような問題はやっぱりどこでも起きていますよ。地域性と実績評価が高い。土木は件数が多いから、多少緩和はやると思うけれどもね、この辺を今から先、将来、南海地震来ますから。地域性を重んじてやったら、地域に対象者がいるにもかかわらず、例えばJVが来ましたとか、そういうことを考慮していくということも非常に今から先、重要やと思います。東北の地震のときに、誰が、どこの地域の建設業者が道路啓開をやったんですかと、こういうことですよ。わざわざ東京から来るわけじゃないし、地元の人たちがやる。必ず来るわけですから南海地震は。今からそういう準備をしていく。

それから、実績評価点が高過ぎると、さっき言ったように、建築にしても、土木にしても限られたところでは高くなっているわけですね。その辺はまた検討してみてください。

◎小松建設管理課長 課題としては常に頭の中にございますので、検討をしてみたいです。

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

港湾・海岸課の中城課長、説明に誤りがあったために訂正の依頼があります。

◎中城港湾・海岸課長 先ほど平成27年度の補正予算について説明させていただきました。資料の④議案説明書の318ページに関するものです。

318ページの最下段、5国直轄港湾事業費負担金では、「高知港、須崎港で」防波堤延伸工事を推進するためと説明させていただきました。正しくは、「高知港、宿毛湾港で」が正解でございます。失礼いたしました。

◎坂本（孝）委員長 次に、「高知県道路啓開計画の策定について」道路課の説明を求めます。

◎森田道路課長 道路課から道路啓開計画の策定につきまして御報告をさせていただきます。

報告事項の道路課のインデックスのページをお開き願います。あわせまして、お手元に別冊資料1から3というものもお配りしていると思いますが、こちらのほうも御参照いただきたいと思っております。

南海トラフ地震が発生したときに、揺れによるのり面崩壊や津波による道路の寸断等が

発生して、救援物資の輸送に支障が出るのが想定されます。このため、あらかじめ優先して啓開すべきルートを選定し、啓開作業を行う手順等を定めておき、関係機関で認識を共有することが必要であると考えております。

この取り組みの第一歩といたしまして、昨年2月に優先度の高い282カ所の防災拠点に至るルートの啓開日数を算定いたしまして、高知県道路啓開計画（暫定版）として公表いたしました。今年度は、この暫定版でお示ししました啓開に要する日数などを考慮しまして、市町村に地域の防災拠点の見直しをお願いするとともに、高知県災害時医療救護計画や耐震改修促進計画等の内容も加味しまして、啓開すべきルートの見直しを行いました。そして、この見直したルートについて新たな調査等を踏まえて、啓開日数を再算定いたしまして、別冊資料1のとおり、高知県道路啓開計画を策定いたしました。

別冊資料1の1ページ、2ページをごらんいただきたいんですけども、こちらのほうには防災拠点、それからルートの選定結果をお示ししております。暫定のときからは、地域の防災拠点等につきましては61カ所ふえたような形で、合計で1,253カ所というふうな選定をしております。

そして、3ページ目、4ページ目は暫定版とかわりなしでございますが、5ページ、6ページをごらんいただきたいと思っております。

啓開日数の再算定結果によりまして今年度算定した結果、啓開日数の算定結果をこちらにお示ししております。この啓開日数は、今年度実施いたしました緊急輸送道路ののり面防災点検の再調査結果や、津波による落橋が想定される箇所の現地踏査結果などを踏まえまして、仮設道路計画などを再度練り直した結果を反映したものとなっております。

なお、今回、地域の防災拠点のうち、優先順位の高いAの拠点293カ所と、それから表の右のほうにありますけれども、広域の防災拠点40カ所の計333カ所につきまして、拠点までの啓開日数をお示ししております。残るB、Cの拠点960カ所についても、現在算定作業中でございます。算定作業が終了次第、公表してまいりたいと考えております。

このほか、今年度は実際に啓開作業に当たる場合の諸問題に対応するため、事前の準備から作業の方法について、別冊資料2のほうで取りまとめておりますが、高知県道路啓開手順書（案）としております。表紙をめくっていただきますと、この手順書の目次が記載されておりますので、手順書の大まかな内容を確認していただけるんじゃないかと思っております。

例えば、手順書の19ページをお開きいただけますでしょうか。

ことし1月、愛媛県で大雪によりまして立ち往生して車両を放置されたというふうなことがございました。その車両を、道路管理者が災害対策基本法76条の6というものに基づいて移動させたということがございましたけれども、この手順書19ページには、道路管理者が啓開作業を進める上で支障となる放置車両等を移動するために必要な手続などについて

でも触れております。

また、手順書28ページからは、実際に啓開作業に当たります場合の注意事項等について記載しております。段差の解消方法や啓開作業時に貴重品等を発見した場合、また電柱が道路を塞いでいた場合などの処置方法について記載をしております。

現時点で明確に定めることが困難で、今後の課題としている事項については、オレンジの四角囲みで表記し、今後、関係機関の方々と調整しながら課題の解決に向けて取り組んでまいります。

また、この道路啓開計画を実効性のあるものにしていくため、建設業協会の皆様と啓開に関する協定を締結したいと考えております。

別冊資料3の南海トラフ地震発生時の道路啓開に関する協定（案）をごらんください。

この協定は、国の出先機関土佐国道事務所、それから中村河川国道事務所等と、県、それから建設業協会本部で締結するように考えております。南海トラフ地震発生時に通信が途絶し、指示命令ができない場合でも、事前に定めておいた割りつけ図にのっとり、自動的に啓開作業を開始できる仕組みを目指しております。今月末の締結を目指して、今建設業協会等の関係者の方々と調整を行っております。

また、道路課のインデックスのページに戻っていただきたいと思っております。下のほうの3、来年度以降の取り組みということで御説明をさせていただきます。

1点目といたしまして、市町村の防災計画の見直しや橋梁の耐震対策、のり面の防災対策、これは順次実施していておりますので、これらの実績等を反映して、随時道路啓開計画のブラッシュアップを行ってまいります。

また、2点目といたしまして、長期浸水地域への対策というものも考えていくようにしております。今年度行ってきておりますが、高知市内の堤防の耐震化がまだできていない未耐震化堤防の復旧のためのアクセスの検討等について引き続き進めてまいりますとともに、道路啓開に従事する建設重機と堤防復旧のための重機の配分や、アクセスが困難な堤防復旧すべき箇所への対応等について検討を深めてまいりたいと考えております。

そして、3点目でございますが、建設業協会の御協力もいただきながら道路啓開訓練を実施したいと考えております。建設業協会からは、指示命令系統の一本化を強く求められております。国からの指示があつたり、県からの指示があつたり、それがばらばらとされては困るというふうな御意見が多々ございますので、管理者の分け隔てなく一本化を図るために、訓練を通じて手順書の内容などを確認して、この計画の実効性を高めていきたいというふうに考えております。

以上で道路啓開計画の策定についての説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

◎坂本（孝）委員長 質疑を行います。

(な し)

◎坂本（孝）委員長 質疑を終わります。

以上で土木部を終わります。

5分ほど休憩いたします。再開は午後3時25分とします。

(休憩 15時20分～15時23分)

◎坂本（孝）委員長 休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより採決を行います。今回は議案数12件で、予算議案8件、条例その他議案4件であります。

それでは、採決を行います。

第1号平成28年度高知県一般会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第1号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第8号平成28年度高知県土地取得事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第8号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第11号平成28年度高知県中小企業近代化資金助成事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第11号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第17号平成28年度高知県流域下水道事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第17号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第18号平成28年度高知県港湾整備事業特別会計予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第18号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第23号平成27年度高知県一般会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第23号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第36号平成27年度高知県流域下水道事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第36号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第37号平成27年度高知県港湾整備事業特別会計補正予算を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第37号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第60号高知県手数料徴収条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第60号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第73号高知県建築審査会条例の一部を改正する条例議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第73号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第91号和食ダム本体建設工事請負契約の一部を変更する契約の締結に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成委員挙手）

◎坂本（孝）委員長 全員挙手であります。よって、第91号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

第92号県道の路線の廃止に関する議案を原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成委員挙手)

◎坂本(孝)委員長 全員挙手であります。よって、第92号議案は全会一致をもって原案どおり可決することに決しました。

それでは、執行部は退席願います。

(執行部退席)

◎坂本(孝)委員長 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

それでは、16日の水曜日の10時から委員長報告の取りまとめなどを行いますので、よろしく願います。

これで本日の委員会を閉会いたします。

(15時28分閉会)